

---

平成26年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成26年9月8日 (月曜日)

---

議事日程 (2)

平成26年9月8日 午前10時00分開会

日程第1 一 質 般 問

---

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 松上 宏幸      2番 内海 猛年      3番 刀根 正幸      4番 妹川 征男  
5番 貝掛 俊之      6番 田島 憲道      7番 辻本 一夫      8番 小田 武人  
9番 今井 保利      10番 川上 誠一      11番 益田美恵子      12番 中西 定美  
13番 横尾 武志

---

【 欠 席 議 員 】 (なし)

---

【 欠 員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美      書記 中野 功明      書記 志村 裕子

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之	企画政策課長	中西新吾
財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司	税務課長	縄田孝志
環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉	福祉課長	吉永博幸
健康・こども課長	木本拓也	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本石美香	病院長	櫻井俊弘	病院事務長	森田幸次
競艇事業局次長	大長光信行	管理課長	藤崎隆好	事業課長	濱村昭敏

---

【 傍 聴 者 数 】 3 0 名

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、3番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

おはようございます。あらかじめですね、第3回定例会の通告書に基づきまして一問一答式で行いたいと思います。

まず始めに、件名1として土砂災害対策についてということで、入れております。この内容につきましては、行政報告の中で町長も広島県で起きた事故の内容につきまして、哀悼の意を表するということでございます。まさに私もその内容でございまして、まず要旨1、芦屋町における土砂災害の危険箇所として約30カ所指定されているが、町としてどのような対策を講じるかということについて質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 小野 義之君

それでは土砂災害の危険箇所についてということでお答えします。

平成13年4月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律は、土砂災害が発生するおそれがある区域を指定して危険の周知を行い、警戒避難体制の整備を推進するとともに、危険な開発行為の制限や建築物の構造規制などによって、住民の生命・身体を守ろうとするものでございます。福岡県ではこの土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を踏まえて、平成26年2月4日、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定されました。区域指定によりまして、芦屋町では情報伝達、警戒避難体制の整備や警戒避難に関する事項の住民への周知に努めてまいりたいと思っております。

土砂災害や水害は大雨などに伴って発生しますが、いつどこで起こるかを正確に予測することは難しく、日頃から災害を意識し、これへの対応を心がけておく必要がございます。そのため、土砂災害ハザードマップ簡易版を作成しまして、9月1日号広報あしやに折り込んで、全戸配付

いたしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

ただいまの危険箇所の内容については、報告がありましたけれども、いわゆるこの危険箇所という形の中で、町が保有しているものと一般のところでは保有しているものとで、対応に違いがでてくるのではないかと思いますので、その点について概略をお答えください。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

町が保有するものとしましては、町有地が該当してくるんですけども、特に従来から問題になっていますのが城山の崩落ですね。それと江川台の崩落。そういった事が起こっておりますけれども、それについては逐次崩落防止の工事とかですね、やってきております。また今回の指定によってそういった危険箇所が随時調査なりでですね、わかってくればですね、そういった崩落防止の予防の工事などをやっていかなければならないと思っております。

一般の土地につきましては、基本的に民有地でございますし、財産の問題もでございますので、町が今、早急にですね、その辺で危険な箇所を指定してどうこうするという事は考えておりませんが、状況によってはそういうことも起こり得るというふうに思っておりますので、やはり住民の周知という事で、今回もこういった危険箇所を周知することによってですね、そういったことを考えていただくという事になろうかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今回の広島県の崩落防止といいますか、土石流の流出等につきましてはですね、やはり、今までであった、いわゆる雨水というんですかね、それがゲリラ的に降ってくると。これは一昨年は九州中部においてもやはりそういった事故が起こっておりますし、この対策については起こってからということでしょうけども、基本的にはですね、やはり情報伝達、起こってからの情報伝達をいかにやっていくのかというところがかなめになってくると思います。そうした場合には、芦屋町の場合に、それが横断的に、いわゆる縦系列だけではなくて、もう全国該当する課をですね、まとめてそしてその中で集中的にやっていくということが求められると思うんですが、芦屋町の場合

合にはですね、どのような形で一つの具体例で結構でございますので、出していただくとまたその辺で問題点というものがございますね、浮かび上がってくると思うんですが、よろしく。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

役場の組織の中ではそれぞれ所管がございますので、今言われました管轄するところというんですかね、そこについては十分認識してもらわないといけないんで、それは今後、防災の所管が総務課でございますけども、まあそういった形で連携ですね、そういったものは努めてまいりたいと思っています。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

それでは、この災害の内容につきましては、1点目はそれで結構でございます。

今度は2点目といたしまして、やはり避難勧告の遅れが被害を大きくするという事で報道されていましたが、芦屋町においては、実際に出てきた場合にどのように対応されているのか、行政内部の組織と地区との連携の部分についてお答えください。よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

避難勧告につきましては、大雨警報がですね、まず発令されますと、総務課の職員が常駐いたします。福岡県との情報連絡体制を構築してまいります。必要に応じまして災害対策本部ということで設置して、この対策本部の中で土砂災害発生の危険度が高まったというような場合に、福岡県と气象台が共同して市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に基づいて、避難勧告等の判断を行ってまいります。避難勧告を発令する事前情報としては、避難準備情報というのがございます。これは避難に時間がかかる要援護者などは避難をこういった事で始めることになってまいります。また、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況においては、避難勧告を町が発令します。また、前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いというように判断された状況では、避難指示を町が発令するようにしております。

住民との連携という事ですけども、随時、自治区の区長さんあたりにも連絡体制をとっておりますし、そういう状況になれば消防団を出動して、警戒態勢にあたりとかがそういったことになるかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

ただいまですね、各区のところにも連絡がというところで、今のなんて言いますか、防災放送と言いますかね、その分が時々流れてくるという所があるんですが、この流し方、これがどういうふうになっているのかをお答えください。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

町にございます防災行政無線は30カ所ほど配置しておりますけども、今言った避難が必要になった場合ですね、避難所等を開設してまいりますので、そういったことになれば、防災行政無線を使ってですね、状況をご連絡する、流すと。避難所を開設していますと。務めて広報車を町内で巡回して、避難所の開設については周知をしているという状況でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これが今、防災無線の関係をおっしゃられましたけども、かなり例えば、台風とかですね、そういったときに聞こえづらいという事で、やりかたを幾分かかえていると思うんですが、そのかえている状況にあってもなおかつですね、いわゆる聞こえてこないということで、実際に各区の区長さんのところにはですね、ファックスで流れてきます。ただ、その流れてきた内容を住民に周知するというのが結構難しいんですよね。ですからある意味その辺の流し方、いわゆる声と声が混ざらないだけではなくて、ある程度聞こえやすいような、そういったところで、何か対策を講じる必要があると思うのですが、その点について。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

防災行政無線については従来から聞きづらいという声はございましたので、町としても改善をしてきたのですけれども、時間的にエリアを分けて流すとかですね、そういうこともしてまいりましたけれども、やはりどうしても聞き忘れたとか、聞きづらいとか言う方もおられますので、今年度一応、録音装置とって今回予算をいただいておりますので、録音装置をすることによって確認できると。電話で確認ができるというような仕組みづくりを今から行ってまいりますので、そういうことも周知していこうかなというように考えております。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

それでは土砂災害対策についてはですね、起こってからでは遅すぎるといったところで、県のほうについてもですね、広島県のところの部分についても、一応あの事故災害マニュアル的なものをつくったと。一応伝達が遅れたということで、かなりの被害が出たというふうに報道されております。芦屋町で万が一の場合が起こらないような対策をですね、今後も続けていただきたいと思っております。

それでは、2点目といたしまして、地区担当制度について一般質問を行います。

まず、第一に地区担当制度の概要とその事務の進捗状況につきましてお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

地区担当制度の概要と事務の進捗状況についてという形で、芦屋町ではこの地区担当制度というか、自治区担当職員制度という形の中で運用をしていこうという形で考えております。主な概要としましては、住民参画まちづくり条例に基づき、町民と行政が連携して豊かで暮らしやすい「協働のまちづくり」の実現のため、すべての職員が地域の活動に参加し、町民による自主的な地域づくりのサポートを目的としております。しかし、本町職員の現状は、若年者や町外居住の増加等により、なかなか地域の実態を把握できていない状況があり、今後の「協働のまちづくり」の推進に支障をきたすことが懸念されています。

そこで、本制度については、ステップ1から5までの制度構築により活動していきます。

ステップ1は、職員と住民が顔見知りになるため、自治区の要望に基づき、職員が自治区活動にボランティアとして参加をする。これにつきましては、約2年間という形の中で考えております。

ステップ2は、自治区活動の実態について理解するとし、自治区の会議等へ参加し、地域課題等について意見交換を行う。

ステップ3、ステップ4につきましては、将来的な地域のあり方の検討、計画の策定。住民と職員が協働して、将来の各自治区のあり方や活動目標を定めた計画を策定するとしております。

ステップ5は、策定した計画に基づき各自治区で活動を推進していくということで考えております。

現在の事務の進捗状況としては、ステップ1の活動に際し、全職員約150人を14班に編成し、1つの班が1～4自治区を担当することとしています。今年度につきましては、9月から活

動に参加するようにしています。活動内容としましては、地域一斉清掃、町民体育祭、歳末防犯パトロール、自治区独自で行う行事の4事業に絞って、活動支援を行います。制度実施に向けて区長会に6月と7月に説明、4事業に対する要望調査を行いました。職員につきましては、7月に3日間に分け、職員説明会を実施しております。現在は、自治区から提出された職員派遣要望に基づき、各班の調整を行っております。最初の活動は、9月21日の地域一斉清掃からになるかと思います。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

これは9月から動き出したといったところで、今後に課題というものが見えてくるんじゃないかなと思います。もう、この内容につきましては結構でございますが、一応あの今度は次の(2)、これは区長会のほうですね、広川町を視察しております。そのところの部分で内容をあげておりますので、その点につきましてお答えください。内容は広川町において地域の特性を生かした地区ビジョンというものを1地区30万円の助成金を出して作成していますけども、芦屋町のほうではその考えがあるのかというところの内容です。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 松尾 徳昭君**

件名2についてお答えいたします。

広川町では、地区職員担当職員制度を平成21年から実施し、年度から地域づくり計画書の作成を自治区毎に行っております。その計画策定に係る経費について15万円を上限として町が補助し、その計画に基づいた事業を実施する場合、30万円を限度として補助をしていると聞いております。

本町におきましては、平成30年からステップ3、4という形の中で、自治区毎の計画を策定していくということで考えております。その中で内容等の検討とあわせて補助金等について、現在、自治区活性化交付金、約700万あります。その活用の仕方を含めて、平成29年度をめどに検討をしていきたいと。事業等がたくさんあって経費等がかかるというふうになれば、またそこら辺は検討が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**



刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今、芦屋町で今後の方向性といったところでお答えになりましたけれども、私は常々この一般質問の中で、やはり地域のまずはビジョン、その地区のその内容というのはそれぞれの問題、課題というのは違ってまいりますので、最初からですね、ある意味この2カ年を試行期間といった格好で、それに捉われるのではなくて、最初からこういった地区ビジョン、それに基づいて、例えば、今の実際の活動が地域活動として実際にやれるのかどうか。地域という格好の中で、ひとつの格差というものがかなり大き過ぎるから、ある意味その辺、東小学校区では7区になっているし、山鹿小学校区では13区になっている。芦屋小学校区では10区になっている。端的に区名を出しますとね、金屋、中小路、市場というのはそれぞれが小さな区なので、そういったところをある程度一括して、そしてその上に立って一応地域づくりというものを考えたかどうかという考え方を、ビジョンとしてつくるべきではないかというようにお話しているんですが、その辺についての地区ビジョンをつくるお考えはありませんか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

その合併とかいう形の中で、地区ビジョンと言いますか、地域計画の形の中で、そこそ各自治区ありますので、その中で検討していただいた中で、将来的にあわさっていくとかいう話ができるのではないかと。行政がそれをひとつの自治区にしますよというのはなかなか難しいのではないのかと。やはり自治区が主導の活動になりますので、町としてはそれに対して支援をしていくという形をとっていききたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これは副町長か、町長にちょっとお考えを聞きたいんですけども、実際これからの地域づくりというものをどのように考えていくのか。私のテーマは今回の部分ですけどね、やはりこれからの芦屋町というものをどう考えていったら、一番元気な芦屋町になるのですかというところで、ずっと今出しています。そうした時点で行政が主導していく、そしてまずはですよ、従来はその中で活動ができてたんだけど、いわゆる年数、30年、40年自治法が改正されてもう五十数年経っています。そうした中で、いわゆる各地区の状況というのは変わってきてますね。変わってきた状況においてそれをどうするかというのが、地区の中で投げ出されても、むしろなかなかや

りづらい点があるんじゃないかなと。それよりも私は、昔の住居表示の実施のときに、これはひとつのこれからの地域づくりの中では、山鹿部を半分にしましょうとか、そういったところの部分が出されたけども、当時の区長さん方の反対というんですか、それは自治活動としてやっているんじゃないかと。やれるじゃないかというところから、その反対があったわけですが、現時点ではもう小さな区においてですね、そういった子供会活動とか、いわゆる社会教育活動とか、もうほとんど難しくなっていると。であれば、逆にひとつのビジョンとしてそれに固執するものじゃないんですけども、まずは一番理想とする形をつくって、そして、その中で町としての方向性というものを示して、それに向けて各地区努力していくという考え方のほうが前に進むんじゃないかなと思うんですが。副町長でも、町長でも結構ですが、お考えのほうをお願いします。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

刀根議員の質問はよく理解できます。それから広川町に先進地視察ということで行かれたということに報告も上がっております。今の芦屋町のいわゆる30区の自治区のあり方というご質問だろうと思うわけですが、このことに関しましてはもうずいぶん前から、今実際の地区名出されましたけど、山鹿においては3地区ぐらいですかね、芦屋においても3地区ぐらいということですね、区長会の会長さんも、非常に頭を悩まされておられるというのが現状であります。

行政の立ち位置でございますが、これやはり自治区というのは、自治区のそこの住民の方がみずから、いわゆる協力していろいろな活動ですよ、清掃だとかいわゆる隣組で助け合うとか、それは本来の精神であるわけでありまして、それを今、問題点を刀根議員が言われました、高齢化、それから高齢化とともに独居の高齢者の方、それから高齢者のご夫婦。それが今ふえているのは現状でございます。今さっきから、課長が説明しておりました、地域担当制というのはですね、そういう部分も含めて行政として、命令形式ではなく、お手伝いできる中に入って、実際何が問題でどうすればいいのかということの行政としてのぎりぎりのその支援というかですね、そういう形であります。

それから、自治区活性化資金というのも、やはり財源がいるでしょうから、それを使って何とか自立してほしい、活性化してほしいという事を込めて、そういう補助金を出ささせていただいておるわけであります。なかなかですね、その地区地区、歴史、伝統、それから、人とのつながりとかですね、みずからその区がですね、いや、もう自分のところはこの区だけでちょっと活動やっっていけないと。ということで、なんとか行政のほうに仲立ちをお願いできないかとかですねというような形であればいいんですけど、その辺については区長会の、刀根議員も区長さんであり

ますので、その辺はよくご存知かと思うんですが、まあ町民体育祭にしても、いわゆる合同でされているとかですね、そういう工夫をいろいろいろいろされておるわけでございます。やはりこれは区長会さんがですね、先頭に立って何か音頭をとっていただければですね、行政としてもいろいろな形で、地区に出向いて行ってお話ができるのではないかと思います。

だから、行政が真っ先にですね、こことここ一緒にどうですかと言うのはちょっと今の状況では無理なのではないかと思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

確かにですね、難しい分野というところの分では理解できますけども、やはり新しいものをつくっていくひとつの生みの苦しみと言うんですか。そして、その中から新たなその地域という格好の考え方も私はいると思います。ですから、これは時間をかけてもよろしいかと思っておりますので、ひとつの方向性そのところだけですね、一応行政内部は行政内として検討し、そしてその中で調整していくということであろうかと思えます。

あわせて地区担当性という格好でそれをつくっていくということであればなおさらのこと、地区の実情とか内容とか、そしてそういった要望事項、修正する事項、そういったものをきちんとマップ上に落として、そしてその上で早期に進めていないと、どんどんひとつの地区離れとかですね、そういったものが進んでいくんじゃないかなと。これは例えでございますけれども、広川町におきましてはですね、ゴミの収集という格好で、各地区の中で、今、集積場所を定めています。区に入っていない方については直接役場に持ってきてくださいといった手段とか、もしくは広報あしやのところですね、今、嘱託で配付しておりますけども、これも各自治区にとおして配っていただく。そのところの分は排除するわけではないんですが、いつでも公民館とか役場とかに置いてますよというふうな対応だったというように聞いております。やはりみんなで作る元気な芦屋、まずその原点というのは全員が自治区に加入し、そしてその各々がやはり活動できる内容をひとつひとつ積み重ねていくことから入っていくんじゃないかなというふうに思いますので、今後ともこの内容につきましてはですね、検討していただき、進めていただきたいと思います。

次に、3点目、みどりの広場の活用についてという事で、現状の利用状況についてお願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本石 美香君**

それでは生涯学習課から、総合運動公園内にあります青少年野外訓練所みどりの広場の現状の利用状況につきましてお答えいたします。

みどりの広場は総合運動公園内に大きく二つのエリアに分けてつくられております。一つは総合体育館横のエリアと、中央グラウンド横のエリアの二つのエリアで、平成21年度までは7月と8月の期間限定でキャンプ場として運営をしておりました。しかし、宿泊利用者の減少とそれに伴いまして維持管理費の状況を鑑みまして、運営の見直しを行いまして、平成22年度にはテント宿泊施設としての利用を廃止いたしました。現在では中央グラウンド横エリアについては固定的な利用はなく、主に町民体育祭や大規模スポーツ大会における臨時駐車場として活用しております。ただ閉鎖はしておりませんので、普段は住民の方が散歩などにご利用なさっているようです。

一方、総合運動公園体育館横のエリアについては、炊事棟がありまして、夏以外の利用希望者が大変多かったことから、年末年始を除いて、年間を通じて日中にバーベキューなどができるように改正いたしまして、平成25年度は年間で20件、約530名の利用がありました。また、平成25年度にはこの炊事棟のエリアのほうに土俵を移設いたしまして、相撲教室や少年少女相撲大会の会場にもなっております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

今の利用状況というのはわかりました。一応このところの部分ではですね、以前は青少年健全育成施設ということで、キャンプをしていくそのところのですね、いわゆる雑草とかあの部分はですね、全部刈った状態でその時期の部分で提供してたわけですね。ところが、収支が合わないというふうなところからですね、そういった形になっているのかもわかりませんが、基本的に青少年健全育成施設ということでの収支というものの捉え方、そのものが果たしていかなものかというふうにご考えております。

つきましては、今の状態のところでも今後も管理をしていくのか、それともなんらかのところで、現状問題にという格好で、現状を踏まえ多目的に活用していく考えはないのかということですので、まず質問させていただきます。

**○議長 横尾 武志君**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本石 美香君**

みどりの広場の多目的活用になるのですが、先ほど議員さんもお指摘のとおり、行財政改革に

よる維持管理経費見直しですね。その結果、旧キャンプ場だった敷地、中央グラウンドの横になるんですけども、こちらについては樹木等が一部生い茂っており、また地形的にも起伏があることから、新たな活用ということをもし行っていく場合には、ある程度手を加えていく必要があると考えております。一方で、総合運動公園というのが、全体で昭和63年3月の開園以来、約25年を経過いたしますが、メイン施設である総合体育館、こちらなど各施設の老朽化がやはり出てきておるため、ある程度の改修を今後検討していく必要があります。また、平成22年度には住民の方々がグラウンドゴルフなど多目的に利用できるようにということで、総合体育館裏の造成地の一部に多目的広場を整備させていただきました。ただこれが今仮の整備状態であります。また隣接する土地には、将来病院移転が予定されていることから、この場所の今後の活用のあり方について、周辺整備を含めて検討していく必要があるのではないかとこのように考えます。

以上のことから、生涯学習課といたしましては、総合運動公園全体における施設の維持管理状況そして、利用状況、こういったことを考慮いたしまして、施設の改修、整備の検討において優先順位を決めさせていただきまして、かつ計画的に進めていくことといたしたいと思っております。このため、みどりの広場につきましては、当面は草刈りなど必要最低限の樹木の維持管理は続けていき、現状の利用形態、臨時駐車場という利用が一番主になってくるんですが、こういった形で活用することといたしたいと存じます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これもですね、実は今回私たちが阿蘇かなんか行ったときに、いわゆる公園内に芝が張ってあしましてね、そこでひとつの運動施設、いわゆるパークゴルフというのをやっている施設を見してきました。そうするとその料金なり、またそれをとりながら施設そのものが適正に管理されているというふうにあったわけです。これは、それに限る必要はないと思うんですけども、やはりあの、何で今までそういうふうになったのは、草ぼうぼうになっていったのかところを考えると、あの周りにですね、樹木をぼんぼん植えとるんですよ。あの過去のところの部分であっているんですけども、それでいわゆる草刈りがしづらくなったとか、そういったところで従来は草刈機っていうんですか、それに乗ってからざっと、こう刈るやつがあったんですが、さほど時間を超えない中で、草刈りもきちんとやってそういう状態を見て、地域のいわゆる指導者というのは、これはキャンプ場にしましようとかいうことで、少年の船とかですね、そういった団体からもキャンプ場として利用があったわけです。それをやっぱりある程度ぼうぼうとした状態であれば、散歩していくところもいろんな支障があって、私は青少年健全育成施設といった

ところから考えていったときに、私は適正な管理というのが合法的にやれるようなそういったところが必要だと思いますので、今後、ひとつの施設を維持管理していくといったところですね、その点も含めて検討していただきたいと思います。

次に移ります。4点目ふるさと納税について。23年度から25年度までの納税額と納税者数をお知らせください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

平成25年度が54件で332万9,000円余。平成24年度が48件で、445万円余。23年度が48件で507万5,000円余ということになっております。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これがですね、今お聞きすると、年度を追うごとに少なくなっている状況にあるというふうに受け止められるんですが、その辺の原因は何かわかりますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

花火大会における、ふるさと納税額が減少傾向のためというふうを考えております。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

ふるさと納税と花火大会の義援金と何か関係するんですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

花火大会につきましては、ふるさと納税と一般賛助金といいたまいますか、協力金。この二つがあります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

じゃあ、あの純然たるふるさと納税というんですかね、いわゆるふるさと納税をした、それに対して返していくというところの金額はどのくらいですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

花火大会もふるさと納税でございますが、花火大会を除いた金額といたしましては、25年度が35件で238万4,000円余。24年度が36件で、317万円余。23年度が24件で222万円余という形になっております。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

大体内容はわかりました。

2点目に移らせていただきます。他町では納税額に応じた記念品などを送付しているが、芦屋町ではどのようにというように書いております。これはですね、芦屋町のホームページを見たときに、税控除がありますね。あの税控除というところで、住民税と所得税という2段書きしてあるんですね。そうすると、それは選択をふるさと納税をした人がやれるのか、それとも、ともに控除されるのかということところはちょっと理解できませんでしたので、その点についてお答えください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

まず、どのような記念品をしているのかという内容についてでございます。ふるさとを応援したい人の思いを実現するために、平成20年4月に地方税法等の一部が改正され、ふるさと納税制度が制定されております。芦屋町ではこの制度により、がんばれ芦屋町ふるさと応援寄付金を設けております。芦屋町では、寄付への感謝を込めて5,000円以上の寄付をいただいた方に対し、より深く芦屋町の事を知っていただくために、お礼の品として芦屋釜の里で販売しています和菓子を、また、希望される方には芦屋町史、芦屋釜展の図録を贈っております。また本年度からさらに、5万円以上の寄付をいただいた方には、芦屋釜の里で制作された工芸品を贈呈しております。

次に、税の控除についてでございます。ふるさと納税制度の控除について、例えば、3万円を寄付した場合、確定申告することで住民税が2万5,200円が本来付加されるべき住民税額が軽減される金額になります。また、所得控除分の2,800円が指定された口座に税務署から振

り込まれます。この2万5,200円と2,800円を加えた金額が2万8,000円ということになります。ということで3万円寄付はしますが、本人負担額は実質2,000円になるというものでございます。この全額控除される寄付額は給与収入額、扶養の有無などによって異なってくるということになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

申し訳ないけど、お聞きしながら理解できなかつたんだけど、あそこに2段書きしていますよね。一つは住民税、一つは所得税と。そうすると住民税が2万5,200円引かれて、そして所得控除これは税額控除と思うんですが、2,800円というのは、所得税から2,800円のみという格好になるのか、再度ちょっと確認いたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

例えばということで、もう一度。3万円を寄付する場合、住民税が2万5,200円、これが本来付加されるべき住民税額から軽減された金額が通知されてくるという事になります。所得税については2,800円。これが税務署から口座に振り込まれるという事になります。ですから3万円寄付した場合、実質2万8,000円がなんらかの形で軽減なり、返ってきますので、本人負担額は2,000円ということになるということでございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

あとですね、一つ、記念品というところが出てきたんですが、これはある意味、釜の里のほうからなにかと、場合によっては図録をという格好でおっしゃったんやけど、その分の金額とは、大体どの程度の内容なんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

和菓子については1,000円程度。それとそのもうひとつ工芸品につきましては非販売品ですから、金額がないという額になります。あくまでもプレミアム品ということを考えていただければ結構かと思います。



○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これもあのテレビのほうで放映されていたんですけども、ひとつの発想の転換というところで、ふるさと納税というのがどんと上がってくると。そうすると、その辺を再度検討していきながら、より芦屋町にある程度入ってくればですね、それひとつの特定目的の中でですね、活用していくということで、今後もふるさと納税、これは遠くにいる人が芦屋町に対して応援しようというふうなところで、広がれば広がるほどいいと思いますので、その辺も含めて今後検討していきたいと思います。

最後に、一応今年度というところの分で、選択と集中というところがテーマになっているようです。選択というのは一つのを、どれを集中的にやっていくかと。そういったところからですね、事業というものは広げていくという事が求められてまいりますので、今後一応やっていく場合には、やはり対費用効果、そして対地域づくりというところの部分です、十分に審議していきながら、効果あるものという形の中で検討していただきたいと考えております。

以上で一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、4番、妹川議員の一般質問を許します。

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。一般質問する前に、ひとこと執行部の皆様方にお礼申し上げます。

昨日、芦屋・若松クリーンキャンペーンがありまして、上流域からまた芦屋町から四百十数名の方々が芦屋の洞山、なみかけ大橋のところ、それからあそこのはまゆう群生地、それから若松のほうのですね、海岸線を清掃していきましたが、町長をはじめ副町長、それから教育長、それから課長の皆さん方、職員の方がたくさんみえられておりました。洞山保存会の事務局長として、また芦屋町の自然を守る会の代表として厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

通告書に基づいて進めていくわけですけど、私はこの特別養護老人ホームの件はですね、もう8回目になると思います。今回はですね。なぜこんなに時間を回数を重ねてやっているのかと言えばですね、今の芦屋町政の問題点がじわりじわりとですね、吹き出てきているような気がしてならないんです。それで、NPO法人ニューオンブズマンが行政訴訟を起こしました。いわゆ

る22年度の50床の建設予定地、田屋区ですけども、その地番を単なる地番を開示して欲しいという要求を情報公開請求をされたんですけど、これ非開示にしたということなんです。どうしてそんなことがあり得るんだろうかと。それはそれでそういう町の見解であるなら、それはいいとして、ことしの何月でしたっけ、第一審の判決が出る前にですね、町が原告に対しての反論の準備書面に、田屋区で住民説明会の議事録があると。住民説明会の議事録が提出されている。そして隣接地権者の同意は全てではないが、そのあとの文章何かここになっていません。それを見てですね、これはなんていうことだろうかとということで、私は油に火が注いだようなもんなんですよ。私はこれがなかったら、私はもう止めてますよこんなの。こんなのと言っちゃ、おかしいんですけど。ああこれがやっぱり芦屋町の問題の本質だなと。隠す、そして捏造。文書的なものが出てくる。これ許されません。だから私は8回目になると思いますが、一般質問するわけです。

それで、特養問題行政訴訟事件について、1、24年度特養の地番開示請求、町の全面敗訴の件について、町は、文書非開示処分の取消し請求事件という行政訴訟の被告であるが、第一審では、芦屋町は全面敗訴した。しかし、町長は公金を使って福岡高裁に控訴した。特養の行政訴訟事件に関して、6月議会での町長の答弁は、「町民、議会に対して、係争中であるから報告する必要がない。」と回答されました。副町長もしかりです。それで、さきの6月議会での質疑及び答弁について再度問うと。①②③そして(2)①②③とこうたくさんありますが、重複する部分もありますので、順不同で行く場合があると思いますので、その辺はよろしくお願いします。

①町民、議会に対して、行政訴訟のこれまでの一連の内容を報告する責務があるのではないのか。6月議会でも言いました。ポートピア勝山では、広報あしやに地主より土地の返還の請求を求められていると。こういうことが書いてあるじゃありませんか。係争中ですよ。なのにこれについてはなぜできないのか。見解を問います。

#### ○議長 横尾 武志君

副町長。

#### ○副町長 鶴原 洋一君

町民、議会に対して行政訴訟の一連の内容について報告する責務があるのではないのか。町長、副町長の見解ということでございます。

私のほうからは今回の行政訴訟事件は、平成22年度高齢者福祉施設などの整備に関して第三者が特養を設置しようとしたその場所を特定するため、芦屋町が保有する第三者の情報を開示せよとの芦屋町を被告とする訴訟でございます。その情報の一部、つまり設置場所については、付近見取り図ということで、どこに位置するかの情報については、既に開示をしております。端的に言いますと、設置場所の位置は開示しているのですが、訴訟は設置場所に関する土地の地番を開示せよというものでございます。前回の一般質問の折、妹川議員の発言では、「なぜ行政訴訟を

されたのか」などについて広報に出すべきではないか、というようなご質問であったと思っております。しかしながら、どこに位置するのかについては、既に開示しているということでありまして、「なぜ土地の地番の開示を求める訴訟を起こされたのか」については、この裁判の趣旨ではないということもございまして、その理由はわからないというものでございます。

さて、町は、町が保有する第三者に関する情報は、当該事業者が行った特養設置に関する申請が福岡県の審査において、採択されなかったことによりまして、本町情報公開条例において、第三者の不利益につながるとして、当該情報を非開示とする判断をしたものでございます。第一審は、町は敗訴となりましたが、この判決を不服として控訴をしております。町としては、非開示としたことについて、間違いはなかったものと考えており、現在、当該訴訟に取り組んでいるところでございます。このため、第三者の不利益につながる情報であることやいまだ控訴審の判決が決定していない。こういうことによりまして、公表する考え方は持っておりません。ついては、裁判の結果を注視していきたいと考えている次第でございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

続きまして、私のほうから答弁させていただきます。

妹川議員も前段の話をされましたので、私のほうも前段の話をさせていただきたいんですが、もう8回目ですかね、私ももう8回ぐらい言っていると思うんですが、これは県の整備方針、県の審査基準にのっとって、町が結局県のほうから事務の委託を受けている。これをまず何度もお話しているわけですね。それであともう少しあるんですが、これははしよりまして、じゃあそのなぜかということなんですが、情報公開請求がありました地番のですね、そして、芦屋町の情報公開条例に基づいてこれは開示できませんと。情報公開条例第11条ですね。それで、その異議申し立てが出されたわけでございます。それで芦屋町ではですね、第三者機関であります、有識者による、芦屋町情報公開審査会というものがあります。そこにかけてさせていただきました。審査会でも、いや、これは公開すべきではないということの判断が下されました。これが1点目。

2点目なんですが、これは今、妹川議員が言われましたように、第一審でいわゆる芦屋町が敗訴したわけでございますが、それで私はじゃあ当該事業者がですね、公表してもいいということであれば、それは公表してもいいと思うんですが、まず当該事業者に対して、所管に確認をできなさいということで、確認をさせました。そしたら、自分のところは26年度申込みをしなかったが、今後もこの事業を継続をするので情報公開はしないでくれという返事、これが2点目でございます。

3点目はですね、これはいわゆる採択されなかった事業者の情報はですね、これは福岡県ですよ。福岡県もいかなる理由があっても公開はしないと。不採択された事業者の情報は公開はしないという3点。この3点をちょっと押さえてとっていただきたいわけですよ。

まあいろいろいろいろ妹川議員、文書、芦屋町にもいろいろいろいろ出されてますけどですね、いわゆるその辺のことを押さえていただけないとですね、話は空回りするのではないかと考えております。要は事業者がですね、公開してもいいですよと言えぱですね、やぶさかではないわけですよ。事務委託受けているだけだからですね。これは情報公開請求のいわゆる審議だと思えます。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

今、るる言われましたけども、吉永課長、町長に判決文をちゃんと説明されていますか。今の中で、情報公開条例11条でしたか。当該の事業者に対して開示したくないというようなことについては、これはそういう異議申し立てというか、開示しませんというようなものを公文書として出されていると思いますが、これは情報公開条例違反であるというように断定していますね。つまり、町長よくご覧になってください。この判決文を。これは、いわゆる情報開示請求をして、そしてそれを非開示ですと、非開示しますという時点でその事業者にこれを開示していいかどうかということを聞くのが情報公開条例11条なんです。なんでこれが、あんた、裁判が行われたから、求めているじゃないですか。これを開示していいかどうかですか。だから裁判所がこれについては、町が出したものについては、条例違反であると断定していますよ、確か。そう読んでますから。その辺は確認してください。

それからですね、今長々と話されましたが、いろいろとそういう判断をされたけど、第一審ではその取り消し処分、開示しなさいという判断になっているわけですよ。そこはもう見解の相違でしょうけど。まあそういう意味でね、また高裁にあげられていると思います。

次に行きます。2番ですね。その前にですね、私の今の見解言いますけれど、私は町長というのはですね、町民から選ばれた方なんです。町長が町の施策を執行する最高責任者です。したがって、町長にはさまざまな施策に対して、執行権と権限があると思います。でも、やはり町にとって都合のよい内容が積極的に報告するけれども、都合の悪いものは隠す、出さない。議会のあしや広報に出さない。こういうように、隠す、知らせないという政治は必ずいつかは不正が生じてくる。そういうものなんです。だからこそ情報公開制度の趣旨は、独占的に持つ情報を市民に明らかにすることで、不正行為をなくすことから、情報公開条例というものは始まったんです。

よね。こういう歴史があります。だから今のような町民に明らかにする必要はまだできないということがですよ、やはりまだまだ、町民不在、住民無視、そういうような県に重複するようないいまいしょうかね。そういう町政としては、私は望ましくないというふうに思っております。これは私の見解です。

2番目に行きます。②22年度に田屋区で特養建設に関する臨時総会や住民説明会は開催されていたのかという6月議会の質問では、確認していない、確認する必要はないと開き直りの発言のように見受けられましたが、今もそう思っておられますか。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

今のご質問に対しての答弁の前に、先ほど妹川議員言われました、第一審で条例違反と断定していると第一審が言われましたけど、そのようなことはございません。

それから、今のご質問に対する答弁なんですけども、係争中の裁判において、被控訴人から同じ内容で準備書面が出されております。この件は、芦屋町が準備書面で裁判所へ提出しているとおります。議員のこれまでの質問は、被控訴人と同様に組長が知らない、あるいは区の総会が開催されていないという前提にたって、住民説明会が開催されていないと言われているようがございます。しかし、福岡県の整備方針では、「どの範囲」、「どのような方法」で建設予定地の関係区域の住民に対する説明会を開催するかを明らかにしておりません。当該事業者は当時福岡県に相談したうえで、協議書類のひとつとして、住民説明会議事録を提出し、福岡県はこれを受理しておりますので、平成22年6月11日に行った当該事業者の説明会の実施方法は、県の整備方針の要件を満たしていると言わざるを得ません。また、控訴審のために裁判所へ証拠として提出しているものに、当該事業者が当時、建設予定地の関係区域の住民に対する説明会の内容を申し立てた書面と、当該事業者が22年度に芦屋町へ協議書のひとつとして提出した議事録の記載内容が合致していることもございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

先ほどの、その条例違反という断定しているということについては、こちらは弁護士のほうですね、原告の弁護士のほうがそう言っているのかもわかりません。そこはちょっと訂正をしておきますが、ただですね、それについては裁判所のほうもそれらしきことを書いてあったと思います。もう1回読んでください。

それからですね、今ね、住民説明会の議事録があると。これ確かに私手元に持っていますよ。平成22年度高齢者福祉施設等にかかわる建設予定地の、関係区域の住民に対する説明会の内容などについて。これはある事業者ですね。建設予定地の関係区民の住民に対する説明会は、〇〇や〇〇が時間や場所を指定され、平成22年6月11日、これ締め切り日なんですよ。締切日に18時30分から20分まで、〇〇〇で開催しました。ずっとあってですね、その後参加者から、これ田屋区の参加者ですよ。3者から全面的に賛同の意志を確認したことを受け、〇〇担当者より閉会宣言を行って説明会を終了しましたというような内容が、なんと、これ平成26年5月9日じゃありませんか。平成26年5月9日にこういう議事録のようなものが出てきているんですね。それであなたがおっしゃったようにですね、本物は出さないで。本物とこれは一緒だとか言っているけど、だから、その辺もあなたもそういう論理のすりかえをずっと今までやってこられたけど、元の区長さんや組長さんや区民の方にこういう書類があるけれど、いかがですか。あったんですかということをお聞きしたいんです。それを言っているんですよ。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま答弁しましたとおり、福岡県は協議書類のひとつとして、福岡県の整備方針の要件を満たしていると判断しておりますので、確認に行く必要はないと考えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

いつまでもそういう責任転嫁をするような、すりかえをするようなことをやれば、ますますあなたたちは真実がわかってきて、もうにっちもさっちもいなくなるようなことだってあり得るんやなかろうかと思っているんですよ。

じゃあ、次行きます。③はですね、審査業務を委託されているにもかかわらず、芦屋町は審査権を放棄したも同然。芦屋町による審査業務とは何か。ということをお聞きしたいんですけど、また同じような回答が返ってくるでしょう。こんなふうな回答を6月議会でされてますね。「審査事業者は必要な書類、それらの、それから書類の作成について福岡県と調整をした上で芦屋町に提出され、芦屋町としては福岡県と事業者間で調整済みの協議書について受け付け、必要な書類がそろっており受理したものです。」こういうような発言をされておりますけど、審査業務というのは、事業者にしかも指導していると。県のほうに行って、協議書の説明を受けてくださいと指導している。芦屋町の審査業務を委託された審査権はどこに行ったんでしょうか。私の質問、もう

回答はいりません。

それから次に行きます。②(2)です。町が福岡高裁に控訴した件について、平成24年度12月議会で町は「私文書の偽造が疑われるような犯罪行為があった。」また、平成26年6月議会では、「妨害行為が行われた。」、「非常に悪質な事件。」、「ある人は、電話で建設に反対するよう執拗に迫った。」、「妨害行為が行われた証拠を裁判所へ提出している。」と答弁しています。悪質な犯罪行為があったのであれば、なぜ刑事事件にしなかったのですか。という質問の中で、こういうふうなものをお配りしております。号外ナンバーツー、これは市民オンブズが出した平成25年の4月1日号です。「見たね！広報あしや」ということですね。その真ん中くらいで結構です。米印のところ「町民を威圧する福祉課長！」これは私のところにも舞い込んで来ましたからですね。もう写りが悪いです。これをコピーしましたから。「警察が、現在、町に入っております。動かないでください。と私」私というのは久野さんですね。「久野に対し脅し文句。親指を立てて『福岡県警です』とのしぐさ。「私は丁度いい不正をしているあなた達が調べてもらい、逮捕されたらいいね」と返答。特養に関する隠ぺいが発覚することを恐れてのおどし行為。脅迫罪に値する行為は弱者を救済し、福祉に携わる職員として、あるべき姿ではありません。」というようなニュースのようなものが、ことし、去年ですね出ていたようですけど、これについてどのように思われますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

当時の感想としまして、言ってもないことまでよく書くな。という感想でございました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ言っていないような内容であれば、町長がですよ、業務妨害とか告発すればいいじゃないですか。名誉毀損で。それすらされなかったですね。まああの本人が後のほうにおられますから、またそれについてはまたなんらかのアクションがあるかもわかりません。

それで、次に行きますが、②で控訴理由書の中に、吉永福祉課長名で提出された報告書の中に、「妨害行為などが行われていたことが確認できた。」と事例をあげているが、それについて問うということなんですけどね。報告書もですね、これもここにあります。これ見てください。このチラシの2ページのところですね。平成26年5月16日吉永課長の名で、福岡高等裁判所第2民事部へ係御中と書いてですね。上のほうの5、6行はいいとしてですね、「調査の結果隣接地権者

の同意を撤回させる妨害行為や、自治区の同意を撤回させる妨害行為などが行われていたことが確認できました。」だったら警察にすぐに言ったらいいじゃないですか。

はい、次のページ。裏になりますけど、3ページ。〇〇でいきます。〇〇氏への聞き取りに調査について。平成24年12月25日、〇〇宅で福祉課長と濱本係長が出向いておりますね。趣旨、これ読んでもらって〇〇は大体想像がついております。そして、米印の1、名前まで出されていますけど、これこそ個人情報保護法でどうだろうかと思うんですけど、こういうのも出ておりましたから。もう重岡氏と書いておりますから、重岡氏と。

その次②ですね。別件であるが、12月11日に町議会議員である何々議員から電話があった。これ私のことですよ。正直言って。これは三軒屋区の事業者ですね。三軒屋地区で計画している特別養護老人ホームの整備に関し、隣接地権者の〇〇さんの〇〇のであれば、あなたにも権利があるので、特別養護老人ホームの建設に反対してくれとの内容であった。これは地権者のあります、〇〇さん。これは土地の利用者、土地の利用者である、いわゆる耕作者。これは副町長は「土地の所有者と土地の利用者でしょ。」と言われている。耕作者ですよ。これ、耕作者ですよ。農地法による耕作者なんです。それを地上権がどうのこうのとか言って、こういう同意書は必要ないんだ。耕作者の同意書は必要ないんだとおっしゃっていましたが、この方、耕作者なんです。農地法には農業委員会で認定された方なんです。私はですね、これ、米印の2番、私のことでしょ。いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この資料に関しましては、私どもが提出しておりますので、これ以上答えることはできません。以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私もその方にお会いしましたよ。そしてね、びっくりされておりました。私とその重岡さんと話した内容が裁判所にね、これが出されているなんて、誰が出したの。妹川が出したんかと言われた。いいえ、町ですよ。これ確認されましたか。こういうものを裁判所に出しますけどよろしいですか。ということを確認しましたか。いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君



これらの件に関しましては、準備書面で申し上げていることにつきましては、答弁はできるんですけども、この件に関しましては、準備書面に出ていますし、係争中の案件ですのでちょっと答弁は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

どうして私を裁判所の準備書面にね、私に対する、この裁判に全く関係ない私をですよ、なんでそんなにおとしめるようなことするんですか。事実でもないようなこと。私は人権侵害で訴えたいくらいですよ。正直言って。違いますか。私は執拗に電話であなたの6月議会では反対するように執拗に迫ったと。そんなこと裁判所に出すなんて失礼じゃありませんか。おかしいと思いませんか。私の了解をとって妹川さん、こんなことされたようですね。いかがですかと。重岡さんにも聞いてやるのが普通じゃないですか。これ裁判所と全く関係ありません。答えてください。これは裁判とは全く関係ありません。私の人権問題です。予断と偏見で私をおとしめる、それしかないじゃありませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、この書面につきましては黒塗りで出しておりますので、そういったことには該当しないということを考えております。それと、なぜ出したかということにつきましては、さきの議会答弁でもあったかとは思いますが、24年の12月5日に開示請求を非開示としています。このとき、この以前ですね、何が行われていたか、妨害行為が行われていました。したがってこの地番を開示すれば、妨害行為が行われることが明らかではありませんかという資料の一つとして出したわけですので、論理上矛盾はないと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういう妨害行為が行われるのではないかというような話は25年度の話でしょう。これ、22年度の裁判なんですよ。なんで25年度にすりかえるんですか。22年度で田屋地区のどここの地番かと。そして、総会やそういう住民説明会が開かれていないから、地番がわからないんですよ。25年度はちゃんと総会は開いているでしょ。だから地番はわかるじゃないですか。なの

に22年度は総会を開いていないんだもん。住民説明会を開いていないんですよ。それを県側の留意事項に従ってやって、県が認可というか認めたものである。チェックはしたけど、何ら問題がなかったから、問題ないんだというすりかえ論理、こんなの。それで私、関係の方々ですね、こういうおとしめられるような方が、3名、4名いらっしゃいますので、直ちに陳情書を書いております。そして、私は議会議員として、さまざまな情報をそういう弱き人、助けてほしいという人に対して情報を提供する。

今回の重岡さんの場合だって、これは耕作者としての同意はいららないんだと。そんなことないですよ。25年度の場合は隣接地権者の同意書、そして土地の所有者と、土地の利用者の場合はその同意書があると書いてある。しかもこれは副町長が言われるように、口約束じゃないんですよ。耕作者なんですよ。だからこれは同意がいるんですよ。どうなんですか。それを伝えたわけですよ。議員として当然のことじゃないですか。それは反対するようにと執拗に電話をかけた。たった2分間ぐらいですよ。それあなたが拡大解釈したのか、自分で自作自演したのか、創作したのかこういう書き方をやっている。いわゆる予断と偏見。

教育長、ちょっと質問いたしますので。泥棒じゃなくて、うそつきは何が始まるとかいう言葉がありますよね。道徳教育。それとか予断と偏見はどういうことが行われるといういわゆる人権同和教育の中でありますけど、ちょっと思い出してください。嘘は何々の始まり。そして、予断と偏見は何が始まるのか。と言われたときにどうお答えられますか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

道徳教育ではそういう言い方をほとんど指導しません。泥棒はうそのはじまりというのね、これは通常そういう言い方はありますね。言葉としてはあると思います。道徳教育ではそういう言い方をしません。限定してうそは泥棒の始まりという言い方は言わないです。予断と偏見につきましてはですね、やっぱり人権教育というような形からすると、正しくその人を見ましょう。誤った考え方、誤った感じ方これは人間ですから、絶対にないとは言えませんが、そのときはやっぱり正すことはわかることなかれというのもありましょうけど、それはちゃんと直せばいいことなので。まあ人間ですから、弱い面も強い面もいろいろあろうと思いますけど、そのあたりは道徳教育では何度かそういうかかるような道徳の内容項目を勉強する中で、少しずつ高めていくと。それが道徳的教育だと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういうふうにはですね、人権同和教育の中でですね、予断と偏見というのは差別を生む。そういう昔からですね、最近そういう教育が行われているから、今おっしゃったような日ごろからですね、人を見て予断と偏見で判断すべきではないということなんでしょうけれど、まさに今回の問題についてはですね、犯罪者扱い。こういうことが見込み調査、そして私たちやこの2人、3人の方に対してですね、非常にあくどいと言いましょかね。そういうやり方でいいのかなというふうに残念でなりません。

それから、私はその点についてはですね、私は今、そういう妨害行為が行われる、つまり町はですね、非公開の正当性を、非公開するのが当然であるというその非公開の正当性を述べられておりますけど、結局、情報公開条例第6条の1項の第2号ですね。当該事業者の利益の保護としておられます。また、加えて原告による誹謗中傷と妨害というようなことも被告側の町が出ておるようですね。また議会でも言われました。でもね、私が思うには真実は事業者を隠れみにしてね、ないしは情報公開条例を盾にして町の立場を保全を図ろうとしているのではないかと考えます。情報公開条例の趣旨に反し、むしろ悪用している悪質な行為であるというふうには言わざるを得ません。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、るるちょっと妹川議員が一般質問なのに自分の答弁されて、この答弁書のとおりにお答えになっていないので、ちょっと私もあまりだなと思って、ちょっと今お話させていただきますが、今言われたことは、正に妹川議員が予見といわゆる推測、憶測ではないかと。我々は情報公開条例がありますのでそれに沿って弁護士と相談しながら、執行しておるのであります。そのことをまず申し上げておきます。

それから先ほど、22年度の裁判なのに25年度のことを持ち出してということがございましたが、この22年度のことと25年度のことは非常にリンクしておるわけでありまして、結局何でこの地番が必要なのかという、この真意がわからないわけですね。結局採択されてないわけです。採択されてない事業者の地番を何でそれが必要なのか。この辺の真意が、だからもう一連ですね、妹川議員ずっと今まで8回かなんか知らんけど質問されよる。ひとつも何を真意としてされてるのかよくわからない。

それでもうひとつ、課長に答弁させませんでしたので、いわゆる妨害行為というのはですね、行政側にたくさん情報が上がってきたわけです。それを課長、係長が1軒1軒回って事実関係の調査に行っているわけです。何も捏造は私はしていないと思います。そのまま、ありのままの証

言を、ありのままの相手のしゃべったことを結局、担当とすれば持っているわけでございます。その一部を今回の控訴審のときにいわゆるこれは22年度だけの問題ではありませんよ。この事業者が将来やりたいと言っておると。だからこの地番を明らかにすると、また結局いろいろなことが起こるかわかりませんよというようなことで。だから私が言ったようにそれでも地権者の方が、いや、いいよ。公開してもいいですよということであればですね、我々行政側は別に隠す必要も何もないわけですよ。本人がいいよと言うのに、いやだめだと言うようなことではないわけでございます。その辺もう少し真摯にですね、捻じ曲げないで素直にまとめができないのかなと不思議で私はならないわけでありませう。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

町長も不思議でならないということですが、私も不思議でならないんですよ。なぜ、田屋の区民の方に会いに行けばいいじゃないですか。その住民説明会はあったんですか。そこ50世帯ありますけど、1軒もありましたとか言う人いませんよ。そんな単純なことを、元の区長さん、まあ元の元のですね。前々回の区長さん組長さん、いらっしゃるからそこに聞きに行けばいいじゃないですか。

それからね、そういうことで隣接地権者の一つはですね、妨害行為が行われた、つまり同意をしていた人が、同意をしないようにという働きかけをした人がいるということ。その関係についていろいろ何回か会われて、ないしは八幡西区まで行って事情徴収されたようですけども、だったらね、隣接地権者の3人の人が分筆されているわけでしょ。あの事業者に対して、同意はしないと。同意書は出していませんよ。ということについて、あそこの土地の所有者とその事業者が話し合いをしてでしょう。分筆したということはあの11月9日、24年の11月9日だったと思いますが、締め切りの時点でわかっていたというのをおっしゃいましたね。だったら本当の地主さん3人に何で会いに行かなかったんですか。そんなね、なんかおとしめるようなね、犯罪行為があったんやないかと思うような人ばかりに会って、3人の地主に何で行かなかったんですか。

ということでですね、私はこれ読み上げますけれど、私のニュースレターですけど、「特養問題にかかわって、A事業者が三軒屋地区に建設申請を行うことを知った地主さんたちは、本年2月」——まあ昨年ですね、「本年2月28日に不採択決定を知るまで、心の休まる日は1日もなかったと言います。もし、申請どおり建設されることになれば、工事差し止め訴訟も辞さないという強い決意だったのです。何で我々が県庁まで足を運び、」これは鶴原副町長がもう県のほうに行ってくださいということだったから。「何で我々が県庁まで足を運び、県知事に陳情しなければ

ならなかったのか。事前に町が電話1本してくれてさえいけば、不同意の理由を詳しく説明していたのに。それすらもしない町が一番悪い。」また、ある地主さんは、「A事業者が同意書をもらいに来るたびに、建設予定地の周辺の地主を集めて説明会をしてほしいと再三お願いしたにもかかわらず、一方では三軒屋区で説明会を行った行為は地主を完全に無視したものであり、ふんまんやる方なしと吐露されていました。我々地主が声を上げ、行動を起こさなかったら、A事業者や町は強引に押し通すつもりであったろう。現在先祖から受け継いだ土地で、安心して農作業に専念できることになったとの喜びの心境を語られていました。A事業者と町の行為は生活権を脅かし、人としての尊厳と誇りを傷つけるものであり、両者の不誠実さに対する地主さんの心労はいかばかりであったかと今さらながら胸が痛む思いです。」これは地主さん3人の方のお気持ちを書いて、私書いて、ちゃんとお見せしております。そのとおりと。そして副町長にですね、ぜひこれ聞いてくれと、前々から言われておりましたけれど、時間がありませんが、何で自分たちが副町長に会いに行こうと言ったのに会ってくれなかった。副町長ちゃ大体何を仕事しているんか。これ聞いてくれ。こういうことを言われたことはもういいですけど、だからわかりませんと言っておりました。それで、次に行きます。

小倉タイムスの特養に関する記事についてですけど、これを進めるとですね、2番の創成会議の試算及び定住自立圏構想について、せつかく回答を担当されている方に申しわけありません。次のほかの議員さんがこの点については質問されておるようですので、確かそうだったと思います。なるべくできるようにいたします。

これ新聞ですね。この最後のところの7ページ、8ページのところですけど、これは百条委員会設置を求める会の代表の方から、全議員にですね、これが送られてきたようです。これを見てですね、私の感想なり意見なりをですね。①のところ完成談合か。まあこれもコピーしておりますので、ちょっと写りが悪いです。芦屋町官製談合か特養申請封じる当局、1段、2段、3段、4段目、芦屋町の公募期間は17日間は一般的にどうなのか。これ24年度の件ですね。北九州市に問いあわせたら、最短でも2カ月間と聞くと。この場合は確か17日間ということだったんでしょね。それで、そういう特養ができるということで、後から3行目、1、2、3、4段目。「初めて知り、町長と面談。80床の枠を町の公募では二カ所の事業者に分けて目配りが効く大きさでよい介護ができる規模でしてほしいと申し出たが、町長は『まずは枠が出てから。』、『ずーと水面下でTと他の議員らでやってきた。横乗りするな。』、『もう何回もTを県の福祉課に紹介し、打ち合わせもしている。』『こういったものは申請ありきなんだ。』』というようなことで、右のほうの③芦屋町長が本紙に抗議文。そういうことは一切ありませんと書かれてありますから。これはまた町長の見解として出されてありますから。どちらが真実かはこれはもう水掛け論ですから、ここはもう問いません。

それで、公有財産取得売却貸付検討委員会を開催し、検討した結果、不可というスピード回答であったというようなことだけを、ちょっと質問いたしますが。これは、なぜ不可にされたんですかね。私、聞くところによるとですね、ここはY氏がですね、土地、いわゆる若松はまゆう群生地横にある、ご婦人が土地を提供されて十何年になりますけど、その方の要望書を添えて土地を貸してほしいというふうに聞いておりますが、今言ったように、この公有財産取得売却貸付検討委員会で貸せませんというような回答と書いてありますけど、何を根拠で貸さないようになったんですか。

**○議長 横尾 武志君**

副町長。

**○副町長 鶴原 洋一君**

その審議会の委員長は私でございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

その土地につきましては、寄付を受けたということがありますが、町有地でございます。町の土地ということでございます。したがって、公共性とか公平性とかいろいろなことを考えながらその土地の活用については考えなければならないということでございます。そこで、特定の町民の方から、その土地を貸してほしいと。確か20年間か30年間ぐらいの期間をもって貸してほしいという申請だったと記憶しておりますが、そういう内容で今後どのようにその土地を活用しようかということを検討している最中の中で、そういう長期的に土地を特定の事業者の方に貸すということはいかかなものかという結論になりまして、貸せないというご回答をしたという記憶がございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

ちょっと今、副町長の答弁が足りませんので、私のほうから補足させていただきます。いわゆる公有地、町の、国でも、県でも、町でもそうなんです、土地があります。その土地をお貸しするときはですね、いわゆる公募をかけるんですね。公募を。それと、目的。これがこういう目的で、例えば特養としましょう。ここは特養の、町とすれば特養を建ててほしいので、結局そのその土地を借りたい方は、どうぞ申し入れをしてくださいと。これは国有地でも県有地でも町有地でも公有地は全てそういう手続をとるわけでございます。だから、そういう手続を時間がないうちに貸してくれ、貸してくれじゃですね、それはもうちょっとできませんよと。という結論でご返事したのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私もそういうふうに思います。

それで、次に行きます。まああの一時預かりとか、②のところですね、一時預かりから受け付けたに訂正との要望があったとの記事があるが、これはどういうことなのか。ほかに一時預かりを行ったことはあるのかということですが、この一時預かりにしる、受付にしるですね、非常に不思議な内容だなと思っておりますが、これについてはもう省きます。

じゃあ2番の日本創成会議の試算及び定住自立圏構想について。

今、民間有識者でつくる日本創成会議では、人口減少により将来消滅する可能性の自治体が896にのぼるとの試算をまとめていることは広く伝わっておりますし、まあ各自治体の職員の皆さんや私たち議員もですね、非常に危機感を持っているところです。菅官房長官は少子高齢化社会を放置すれば極めて深刻な状況になるとの大きな警鐘を鳴らしております。より具体的、抜本的改革をしていくことが必要だと再認識したと述べておられます。そしてまた先日の新聞ではですね、政府も担当省をつくって、地方の人口減の不安に対する狙いとして、総合戦略を年内にまとめると。そして、この全国知事会長の山田啓二京都府知事は公共事業や企業誘致を中心とした経済対策をやるときに人がいない。人口減少、少子化が地方を蝕んできた。そして、少子化非常事態宣言を受け取り、地方が消滅しようとしている事態に歯止めをかけ、状況を逆転させるために全力を尽くしたいと首相は答えております。そういう中であってですね、芦屋町では本当に生き残り、まあ2040年ですから、後二十何年ですけど、当然私たちの生命も危ういわけですけど、非常にどうなるんだろうなど。やっぱり50年、100年の経緯を見ながらですね、芦屋町は生き残りのためにどうすればいいのか。それから、総務省の定住自立圏構想に対して、一極集中的な都市づくりではなくて、そういう今福岡県でもですね、いくつかの市、町が、県内で言えば、大牟田市、久留米市、八女市、北九州市、福岡市、直方市、飯塚市、田川市、あさくら市、そういうところの周辺と連携しながら、そういう定住自立圏形成協定の締結をいま行おうとしていますが、芦屋町としてはどのような対策を今後練られようとしておるのか。

そして、こういうことも書かれてありますね。これは行政だけの問題ではないと。これは一人一人国民の問題である。だから、先ほど刀根議員がおっしゃいました、住民に対して行政がお手伝いするということではなくて、行政が積極的に今の高齢化社会、少子化社会に対して、どういう現実にこうなっているんだというような説明を地区ごとに話に出かけられて、町としてどのような町づくりにしたらいいのかと、もちろん職員の皆さんも我々議員もこの創成会議のことについて、消滅するとはどういうことだろうかと、わかりません。だから先行事例としてやっている

町がたくさんあるようです。そういうような方々に講師依頼をして、そして職員、行政、議員、そして町民の方々ともにですね、膝を交えて芦屋町の将来をどうするのかということをやってほしいなと思うわけですけど、いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まさにこの質問はまた、別の議員の方からも出ますので、重複するかと思います。いわゆる日本国中この創成会議の試算についてはですね、日本国中に激震が走ったわけでございまして、実は先日、福岡県の町村会で1年に1回研修会があります。この件につきましての研修が東京でありました。いろいろなお話があったわけでございます。しかし、この日本創成会議のこの試算の、いわゆる中身についてもるる説明があったわけでございますが、いい悪いにしても、とにかくこういう提言をしていただいたということはどうですか、非常にあの私どもにとりまして、非常に身の引き締まる思いがしたわけでございます。これは今度内閣の改造がありましてですね、地方創成担当大臣が任命されて、この大臣がいわゆる省庁を横断的に、農業問題、雇用、福祉問題。これを横断的にそのやるということですから、今度臨時国会に出るということでございます。国は国としてそれは今から危機感を持っております。当然、国以上に我々地方を預かるものとして危機感を持っているわけでございます。そのためにいろいろ町としては、定住化政策だとか、活性化政策だとかいわゆる振興策も取り入れておるわけでありまして。ただ、国がそういうふうにして大きな予算をつけるということであれば、国の動向もですね、見なければならぬと思っております。そういうことで、議員各位、それから町民の皆様にもいろいろな知恵をお借りしなければならぬと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

これで私、妹川の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。

再開は13時15分から行います。



午前11時45分休憩

.....  
午前13時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

次に10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。一般質問をいたします。

まず、漁業への支援について伺います。この間の歴代の芦屋町政は漁業振興に対して継続的に取り組んできました。漁港整備をはじめ栽培漁業の推進、稚貝稚魚の放流事業、漁場整備のための漁礁の投入と藻場の形成、海の駅の建設、漁業調査委員会の設置、漁船建設資金の拡充など、さまざまな施策を行い、漁業振興に取り組んできました。歴代の町政の漁業振興に対する真摯な取り組みに心からの敬意を表するものです。これらの施策により芦屋町の漁業は一定の発展を見ることができましたが、近年の日本の漁業が抱える、漁価の低迷、魚の消費衰退、漁獲量の減少、燃油価格の高騰、高齢化・後継不足などの諸問題によって大きく低迷してきています。

しかし、漁業には日本人の動物性たんぱく源を補給するという大きな役割があります。特にTPPにより食の安全と安定供給が崩壊しようとしている中で、日本の漁業を守ることは喫緊の課題となっております。芦屋町が今後も日本の重要な産業である漁業の振興に取り組むことを強く望むものです。そこで次の点を伺います。

まず第一に、燃油高騰にあえぐ漁業関係者に財政支援を行うことはできないのかということがあります。漁業者からは、漁師にとって燃油価格は一番の関心事。10年前に比べると、約2倍の価格となって漁家経営を圧迫している。これまでさまざまな省エネ操業の努力を行ってきたが、もはや自助努力の限界を超えていると悲痛な声が上がっています。漁業者の声を反映するために、政府は漁業用の燃油価格高騰に対応する緊急特別対策を実施しています。燃油価格が一定基準を超えた場合に積立金、国と漁業者が1対1の割合で負担するものから補填する漁業経営セーフティネット構築事業制度を拡充しています。具体的には平成26年度末までの措置として、1リットル当たり60円の特別対策発動ラインを新たに設け、これを上回った燃油代の4分の3を国が引き受け、漁業者の経営の負担を軽減し、漁業者からみずから積み立てた金額と同額の補填金が受けられます。この制度により実質7.5円の国からの補填金があります。しかし、これだけでは十分な対策にはなっていません。

たとえば、長崎県対馬市では、燃油が1リットル当たり60円を越える部分、セーフティネット補填基準以内について2分の1の補助、最大10円する漁業用燃油高騰対策事業を市の単独事

業として過疎債を活用して行っております。この制度は対馬の漁業者にも大変歓迎されています。そこで芦屋町においても対馬市の事例を参考に漁業用燃油高騰対策事業を前向きに検討できないのかを伺います。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

**○地域づくり課長 松尾 徳昭君**

件名1、要旨（1）についてお答えいたします。

近隣の市町村に燃油の財政的な支援について確認したところ、福岡市、北九州市、糸島市、新宮町、岡垣町については、補助は行っていないとの事です。宗像市と福津市については、漁協が合併したことにより、合併支援として平成26年から3年間のみ、セーフティーネットに加入している漁業者に対し、1リットル当たり2円の補助をしているということでございます。

財政支援につきましては、岡垣町との関係もありますので、現在のところ考えておりません。また、国の制度として、国と漁業者の積立金から補填する漁業経営セーフティネット構築事業制度があるため、この制度に加入していただければ、一部補填が受けられます。今後、セーフティネット構築制度も終了し、燃油の高騰も続くようであれば、遠賀漁協と岡垣町と交えた中で、国の動向も踏まえて、十分な協議を行わなければならないと考えます。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

今後の動向を見てですね、岡垣町と協議を重ねるということですが、燃油価格はですね、一応平成24年度から見ますと、平成24年度が79円であったものが、毎年ずっと原油の高騰や円安とかそういった中で上がっていきまして、平成26年の7月1日では約103円になっております。こういった中で、2年間で24円1リットル当たり値上がりしているということになります。10年前に比べればですね、10年前60円程度だったんで、倍近くになっているというように見られます。国はこういったことに対して先ほども言いましたように、漁業経営セーフティネット、これは積立金を積んでですね、燃油使用料分を補填するということですが、これは積立金の額の問題とか、またその計画した燃油使用料がですね、計画より多くなれば、その時点で打ち切られるというようなことになっています。

また、漁業用燃油緊急特別対策、これは新たな施策とか、省燃油活動推進事業、こういったものを今打ち出してきてはいるんですけど、これについても、いろいろな制限があって大変使いにくくなって、漁業者の加入が多く広がっていません。もともとこういった制度自体が大型の漁業

経営そういった部分については相当のメリットがありますが、零細企業については、なかなかそれに踏み出せないような状況になっています。先ほど言われたようにですね、そんな中で対馬市です、漁業用燃油高騰対策事業が行われているんですけど、今資料で配っていますが、写真のほうじゃなくて、グラフのほうですね、ちょっと見ていただければというふうに思います。これは漁業者の水揚げの問題とかここに載っているんですけど、もともと平成3年に、11億4,500万円あった水揚げもですね、平成16年に合併したんですけど、それ以降、現在24.5億円に減っているという問題です。組合員にしても平成3年には210人おって、平成16年117人で合併したわけですけども、平成25年には70人という状況になってですね、相当水揚げも落ち込んでいるし、就労人口も減っているというこういった状況で大変厳しい状況になっています。これはやっぱり漁業燃料の高騰の問題とかそういった分も大きく影響しているわけですけど、そういった点で、漁業の構築を図らないけんのですけれども、この漁業セーフティネットは、政府の需要と対馬市の漁業用燃油高騰対策事業、これは対馬市では先ほど言われたようにやっていますけど、これはセーフティネットや政府需要と整合性を図って、省燃油対策を進めながら、漁業者の経営の健全化を進めていくということが重要だと思います。先ほども言ったように、宗像市とか、福津市でもですね、こういった事業を一步進めて始めているということなんで、そういった点ではこの芦屋町においても、なんらかの形でこういったものが実現できないかなと思うんですけど、そういった点で町長のこの問題に対する見解をお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

燃油の高騰という質問でございますが、芦屋町にとりましても漁業振興とともに農業振興、そういう1次産業の振興策というのは、非常に大事なところであるわけでございます。今、川上議員のほうから、るいろいろ支援をしているところにつきまして、説明があったわけです。対馬の場合はですね、議員もご存知と思いますが、離島は大体軽油だけに限らず、全油種で大体10円ぐらい高いというのは常識であるわけでございますが、それと悩ましいのは遠賀漁協というのは隣の町の岡垣町と波津とですね、岡垣にある波津漁協と芦屋漁協、柏原漁協との合併で遠賀漁協というふうになって、二つの行政にまたがっておるというのは悩ましいわけでございます。

いずれにしても、何とか財政支援をしなければならぬというふうには思っておるわけですが、よくあのこれだけ高騰しますと役員の方の遠賀漁協の組合の方に私が申し上げたのは、全国の組織があなたたちあるでしょと。いわゆる全漁連。これはやはりそういう全漁連が国に対して大きく働きかけるべきではないかというふうに申し上げたこともあるわけでございます。単町でどうかということなんですけど、整合性もあります。いわゆる漁業関係者だけいいのか。この

燃油の高騰というのはやはり農業の方、商業の方、いわゆる運送業の方もそうですし、これによってかなり企業の経費を圧迫というの也被しているのが事実であるわけでございます。そういうふうに総合的に判断をして、これは今どうだというような回答はこの場ではできかねるわけでありまして、総合的に判断をさせていただきまして、この漁業支援については検討させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

もちろん、今町長が言ったように、根本的な解決を見るには国の施策が大きな問題になってくると思ひますし、そういった点では全漁連もですね、例えば今度の経営の免税の延長問題、そういったところでは、町の努力やまた議会の意見書とかそういったものを含めて、国にお願いして継続が実現している自治体もありますが、とにかくやっぱり、こういった今また円安が進んでいり中で、漁業者の燃油高騰という問題が本当にまた深刻になってくると思ひますので、その点今後行政でもぜひ注視していただきたいというように思ひます。

続きまして、2点目、漁港の長寿命化対策を伺ひます。

柏原漁港は新荷捌き場が完成し、東側一帯は整備されたが堂山側岸壁は岸壁の老朽化と陥没、係船環・係船柱等の老朽化など漁港施設の機能保全において、効率的な維持管理や既存施設の長寿命化を図るため調査及び保全計画の策定を行い、計画的に実施すべきと考えるが、見解を伺ひます。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 松尾 徳昭君**

要旨(2)についてお答えいたします。

平成29年度までに全漁港において、水産物供給基盤機能保全事業基本計画を策定するよう、農林水産省より指示がっております。この計画は施設の機能を保全するために必要な日常管理や保全・更新工事を盛り込んだ計画であり、効率的に維持管理、既存施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減化を図ることを目的として取りまとめた計画でございます。そのため、町管理の柏原漁港については、平成27年度に国庫補助の水産物供給基盤機能保全事業により、国の補助2分の1を受け、漁業施設の機能保全計画を策定する予定です。今年度は27年で実施する予定の水産物供給基盤機能保全事業の具概算要求ヒアリングを受けております。施設の改修については、策定したこの機能保全事業基本計画をもとに、計画的に補修等を今後行っていくよう

な形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この間ですね、町としても漁業支援対策でそういった基盤整備を進めてきましたし、つい近年もですね、製氷機の建設とか、そういったものもしたわけですけど、今お手元に資料を先ほど配っていると思えますが、その資料の左側の写真をご覧いただきたいと思えます。まず、左の一番上がですね、堂山の西側の岸壁のところなんですけど、老朽化してコンクリートが欠けている係船柱、こういったものに船のもやい網とかをとるような状況もありますし、また右手のはさびによって細くなった係船環。こういったものにもやい網をとるといふ、こういった状況が起こっております。それから、左下の石積みが崩落している防波堤ということで、これは昔つくられた防波堤がまだ残っているわけなんですけど、ここの石積みが崩落しているということで、こういったものに対しても早急に対策をとらなければいけないんじゃないかなというように考えています。

それから、その右側、陥没している岸壁際ということで、これちょっと写真ではよくわからないんですけど、10センチ程度コンクリートがへこんでいるような状況なんですけど、ただ問題は、このコンクリートの下が一番問題なんです。この下は、中の砂が全部海に流出して、中は空洞になっているという状況が生まれています。そういった点で、いつ陥没するかわからない状況ですし、その左の一番下のは、波により貫通している消波提というということで、これは堂山西側の消波提が、やはりこのようになっているところが複数カ所あります。それと、風雨により老化した木製の街灯ということで、これは港湾内の街灯なんですけど、まだ数本昔の木製の街灯が残っていますし、もう水銀柱の傘もとれるとかなって、配線もこのようにむき出しになって風で揺れているという大変危険な状況になっているようなのが残っています。もちろんこういったものに対してもですね、漁協独自で補修をしてですね、新たにやりかえてきているというところもありますし、また町自体もこれに補助金を出して行っているという、そういった事があったわけなんですけど、まだまだこういったものが多く残っています。

それで、やはりこういったところを放置していたら、漁港の長寿命化がなかなか損なわれるんじゃないかなと感じますので、早急にこういったものもですね、整備しながら長寿命化計画の中で漁港を維持していかないと、後でも言いますが、これまた新たに国の事業、県の事業でやりかえらなければ、やっぱり数億のお金がかかるというようになりますし、町の負担も増えますのでそういった点では、こういった小まめに補修していく中で、漁港の長寿命化を図ることが必要だと思えます。こういった漁港施設の老朽化については、非常な大きな事故とか災害の恐れがある

んですよね。やはり長寿命化計画に基づいて、やはり緊急性の高いものについては、漁協のほうと連携しながらですね、迅速に進めていただくことを強く要望します。

次に、第3点目に現在、漁港整備における負担割合は、県単独事業の場合、県が50%、町と漁協が25%の負担割合になっています。漁獲高の減少と魚価の低迷、燃油経費の増大など経営は厳しい状況にあり、負担金の軽減が関係者から要望されています。町の基本的な考え方を伺います。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 松尾 徳昭君**

要旨(3)についてお答えいたします。

漁業施設整備の補助につきましては、芦屋町漁港施設整備補助金交付要綱の第3条に、補助金の額は、国・県補助の残額の50%以内とするとなっております。岡垣町においては、岡垣町水産振興事業分担金徴収条例の第3条に受益者から徴収する分担金は、水産振興事業に要する費用の総額に100分の25を乗じて得た額の範囲内において町長が定めるとあります。これにより岡垣町と芦屋町と率に対しましては、県、国、補助金の残額の25%という形の同率となっております。これは、遠賀漁協が合併の際に、岡垣町と芦屋町との間で、補助率の違いが生じると今後いけないということで、補助率を統一しております。玄海流域の市町村におきましても、状況を確認したところ、率としては大体同率でございます。芦屋町としてこの率を変更することは、今のところは考えておりません。漁協の合併等で補助率を統一しておりますので、漁業振興の支援のあり方については、今後十分にまた協議を行いながら行っていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

わかりました。先ほど漁協の水揚げ高とかですね、組合員数を表で示しましたが、平成3年には11億4,500万円あった漁獲高、組合員が210人いたのが、合併後25年には2億4,500万円、70人になっているということです。そういった点では、体力ももう限界にきているというのが状況です。水揚げは6分の1、組合員は3分の1に激減しているというのが今の本当の漁協の状態、本当に危機的な状況になっています。これ自体もですね、福岡県内どこでもこういった状況でして、例えば福岡県内最大の漁港である鐘崎漁港でも、平成20年には47億6,000万円の漁獲高8,387トンあったものが平成24年には25億6,000万円、漁獲量3,840トンに激減しています。もう半分になっているということですね。こうした中で

宗像市では漁港整備にかかる負担割合は国が50%、県が17%、残りの33%が市と地元漁協でやっているということですが、この33%のうちの地元漁協の負担率は1割の3.3%ということになっています。これは事業によっても割合が違ってくると思いますが、こういったように、芦屋町に比すれば相当低い状況になっているんですけど、ただ鐘崎漁協の場合は3.3%も負担になっていて、一応今後宗像市とですね、漁業経営の悪化からこの負担割合をさらに引き下げることを検討するというそういった状況になっています。もちろん、言われましたように、受益者負担の考えから負担額を全面免除することはできませんが、漁業経営の改善に向けた経営計画を作成する上においても、負担率の軽減というのは考えることが必要ではないかというように考えますが、その辺ちょっと、当面できないということでしたが、町長の考えをちょっと伺いたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

これもさっきの燃油の問題と一緒にですね、非常に今、今の質問とは別にですね、やはり大きく曲がり角にきていると思うんですね。まあ今みずからも言われましたように、後継者の問題も大きな問題であるわけでございます。補助金の問題もそうであるわけでございます。漁業振興、先ほども言いましたように農業振興、この1次産業につきましての支援の仕方というのを根本的にやはり見直す時期に来ているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まあこれも、いろいろ財政面とかかわる事なんで大変でしょうが、ぜひ、今の現状を見て今後考えていただきたいと思います。

それでは最後に、漁業の安定経営のために、とるだけではなく、加工、販売までを行う6次産業化に転化するための施設整備が必要と考えますが、町の考えを伺います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

要旨(4)についてお答えいたします。

漁獲物の加工・販売をするための施設として、平成13年度に活魚センター海の駅ですね、を柏原に整備しております。事業主である遠賀漁協が、この施設を有効に活用し、集客力を上げて

いくことが重要ではないかと考えております。また、遠賀漁協が今後6次産業化に取り組む意思や計画等があるのか、漁業者が取り組む意思があるのか等が現在のところ分かっておりませんので、町としても今後どのように支援していったらよいかということを検討しなければいけないとは思っております。基本的に事業主は、遠賀漁協、漁業者でありますので、今後6次産業化に向けてどのような方向でいくのかについて、漁協や漁業者、行政とで協議を行いながら進めていかないといけないと考えております。その中で6次産業化の話等がまとまりましたら、施設整備として補助メニュー等を探して、町としても支援していきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

この問題については、先ほど言ったように海の駅もつくられてそういった方向を行ってたんなんですけど、なかなかこれも福岡県内に同じような施設が多くふえた問題や魚離れとかそういったものも含めてなかなかこう厳しい状況にはあるわけなんですけど、そういった中で今の課長の答弁はですね、漁協がどう考えるかという問題を言われていましたが、当然漁協がどう主体的に動くかという問題もありますが、ただ今言ったように漁業者ももう水揚げ高もなくなつとる、漁獲高もなくなつとる、組合員も少なくなつとる、そういった中で何かできるかということを探している状況の中で、やっぱり漁業者だけでなく、総合的にやっぱりどう振興を考えるかということが必要になってくると思います。

それでひとつ例を上げると、萩市にですね、「道の駅の萩しーまーと」というのがありますけど、ここでは、一応商工会とか観光協会とか行政、それから漁業者、そういったものが一体となってますね、「萩の地魚もったいないプロジェクト」とかですね、それから「頑張れ！萩の金太郎プロジェクト」というこういったものを立ち上げてですね、大変6次産業化として成功して、観光客の誘致とかそういったものも含めて成功しているところがあります。「萩の金太郎プロジェクト」というのはですね、今例えばここでとれている、ゴチ網でとれているキンタロウというのを町長ご存知ですかね。

〔町長回答〕

あれを活用して、キンタロウをとりよったのが、ほとんどお金にならんで捨てよったんですけど、それを活用しようやないかということで、「金太郎プロジェクト」というのを立ち上げて。このキンタロウというのは、フランス料理の魚で使われるルージュという魚と同じ仲間だということで、これをフランス料理とかイタリア料理に使えんדרろうかということで、オイルルージュというのをつくって、そしてそれで話題をとってから、「しーまーと」にお客さんがどんどん来てい



る状態もありますし、それからこのオイルルージュ自体もローマ法王に献上されたりとか、それからダボス会議とかそういったところでも振る舞われてですね、外国からも注目されているということで、今あの萩の観光地には外国人もどんどん来ているという、そういったことがテレビなんかでも放送されていましたが、こういったこと自体も、漁業者だけでなく、商工会とか観光協会とか行政もかかわって、一体となってからやっているということです。

芦屋においてもこういったような素材としてはこういったものもあるし、また、芦屋のみりん干しとかエソの開きとか、カマスとかイトヨリとかタイとかサワラとか今、スーパーはまゆうとかでも、漁業者が直接出して販売していますけど、なかなかこれが大きく広がっていないということがあるんでね、そういったところをどういろいろな知恵を出し合って、その漁業者と商業者と観光を結び付けてからやっていくかというところを行政が中心となってかなめとなってやっていくべきではないかなと思います。それと、例えば1年中みりん干しとかもつくっていますけど、例えば、冬場はいいんですけど、梅雨時になったら、みりん干しも干すことができないとかになってきます。そういった点では、質のよい製品を提供するために、冷風乾燥機の設置とかそういったものについてもやっぱり考える時期にきとるんやないかなと思います。冬場は今ここはカレイ網とかもしていますけど、その中では小さいミズガレイとかキツネガレイとか商品価値がないものがとれますけど、そういったものを製品化していつてから、芦屋のブランドとして売っていけばですね、新たな境地が開けてくるんじゃないかなと思います。

福岡市では、こういった冷風乾燥機の設置ということで、これも大きな機械じゃなくて、例えば普通の倉庫を、その上を開閉式にしてですね、晴れているときは屋根を開けて乾燥させる、そして雨のときは閉めてから普通のエアコンの除湿とかそういったところで乾燥させて製品をつくっていくという、そういったところを福岡市でも漁協がやっています。そういったものを取り入れながらですね、やはり今後の6次産業化を進めていかなきゃいけないかなと思うんです。

そして、後でも、きょう、刀根議員も言っていましたけど、ふるさと納税の問題にしてもですね、そういった芦屋町で地元で取れて、地元でつくった物をふるさと納税のお返しに使うとか、そういったことをやればもっともっとやっぱりいろいろなところで税収もふえてくるんじゃないかなと思いますが、その辺のところの考えを町長、またお願いします。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

今川上議員が言われました、いわゆる商業、農業、漁業の一体となってというのは、もう20年ぐらい前から、芦屋は何回もやっているんですね。なぜできないか。申しわけないけど、漁業者の方の自覚が、農業者の方と商業者の方は何回かするんですけど、呼びかけてもこないわけで

すね。一度芦屋の海岸で、水産祭をやった漁業者一人も来ないんですね。それで1回で終わりました。

議員、萩の事例もいろいろ勉強されていますので、これは行政からのお願いですが、ぜひ川上議員がリーダーとなって、漁業者を表舞台に引っ張り出していただきまして、だからあの商業者は、もうやる気十分なんです。ただ三つが一緒にならないと芦屋のそういうような、芦屋は本当に宝庫なんです。宝の宝庫なんです。歴史的にもですね、海、海岸、芦屋側は浜、山鹿側は岩場、いろいろな宝がたくさんあるのに、それを使い切っていないというのが現実であるわけでありまして。その辺につきましては、ぜひ川上議員にリーダーシップを発揮していただきまして、会議は何度でもありますので、みずから出向いて来ていただいて、発言をしていただけたらなと思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

まあ当然言えば、やっぱりしなきゃいけないということでね、当然しますし、ただ、この前でしたかね、芦屋町の商工会の町の予算の中でも、商工会を中心として新しい食べ物プロジェクトをつくろうと言ったときにも、結果的にも予算も消化しなかったとかね、そういった状況もあるんでね、そういった点では行政の果たす役割も大きいと思うんで、そこら近所と一緒にさっき町長が言われたように、やっぱり行政と業者とそして漁業者、そういったものが一体となってからやらねえ、こういったものは成功せんと思いますので、ただこのままでいってたら、芦屋の観光産業としても問題がやっぱりあると思うんで、そこら近所を検討してですね、いきたいと思えます。全体的にはですね、漁業は個人のなりわいだけではなく、日本の動物性たんぱく源を補給するという重要な目的を持った産業です。町としても今後も支援を育成することを求めてこの質問を終わります。

続いてですね、地域・防災計画について伺います。まず第一に福島原発の問題からです。福島第一原発の汚染水漏れは、安倍首相のコントロールされているとの言明のあとも、次々と新たな汚染水漏れが生じ、高度汚染水が300トンと大量に漏れ、含まれる放射性物質は24兆ベクレルと推計されています。原子力規制委員会は8月21日にタンク汚染水漏れ問題についてレベル3の重大な異常事故に相当すると発表しました。終息どころか被害はいつそう拡大している実情です。原発事故は、これがいったん起こると、その被害が、空間的にも時間的にも、社会的にも限定なしに広がり続ける事が、日々証明されています。このような原発事故の教訓から私たちは何を学び、どう教訓を生かすのか、そういった観点から質問をしたいと思えます。

芦屋町は、西に90キロメートルに佐賀県の玄海原発、そして東に百数十キロのところには四国の伊方原発、南に二百数十キロメートルの地点に川内原発があり、三方を原発に囲まれています。原発事故はこの日本では決して起こり得ないという安全神話から一刻も早く抜け出して、むしろ事故は起こるものとして最悪の状況を前提とした対応が国でも地方でも求められているのではないのでしょうか。

かつてのスリーマイル島事故を起こした経験をした対応の基本姿勢でもあります、アメリカでは、事故が起きたときの地域住民の安全確保が問題となり、16キロ以内の第一危険区域と80キロ以内の対策についても、モデルをつくりすぐ避難計画を立案しています。

そこで伺います。原発事故の避難計画の策定や国、県の対応はどのようになっているのかをまず第1点に伺います。

**○議長 横尾 武志君**

総務課長。

**○総務課長 小野 義之君**

地域防災計画の要旨1点目でございますが、福岡県原子力災害広域避難計画では、玄海原子力発電所から半径30キロ圏内の区域、糸島市の一部が該当しますが、ここに居住する住民の避難計画を策定する必要があるとしております。芦屋町での原子力災害等の緊急避難としては、広域避難所の受け入れと住民の緊急避難への対応がございます。広域避難所の受け入れでは、原子力災害の発生地、周辺市町に避難のための立ち退きの勧告又は指示が出された際に、芦屋町が避難先として避難者を受け入れるための体制をとるものでございます。また、放射性物質の拡散による影響が予想され、住民の緊急的な避難が必要となった場合には、避難勧告・指示を行い、警戒区域の設定及び立入制限を行うものでございます。避難方向や避難場所につきましては、現場や県による情報、また風向き等の気象情報等を収集・整理しまして、適切に判断することとしております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

国の基準でから30キロ以内の地域を緊急時防護措置を行うこと、それからそれに隣するところについては、UZPとか広域避難計画等を作成する。こういったものによって、対応することが一応決まっております。福岡県でもですね、一応30キロ以内の住民の色とか避難とかを考えていますが、例えばやっぱり福岡市を含めていけばですね、やっぱり140万人の避難者が必要になってくるというそういった点では本当にできるかどうかという点ではですね、疑問なところ

もあります。それで、実際にこの福岡県で原発事故を想定する場合はですね、当然やっぱり玄海原発がまず第一の大きな中心的なものとなります。なぜこの玄海原発が危険だというと、これは2年ほど前の一般質問のときに言いましたが、玄海原発の危険性というのは他の原発と比べて特筆すべきものがあります。それは炉がもろいという問題です。ちょっと難しい言葉なんですけど、脆性遷移温度という数値でこれが示されています。玄海原発1号は1975年の10月に稼動を始めてこととして39年経っていますが、建設当時炉の壊れる脆性遷移温度はマイナス16度でした。それが翌年の1976年には、35度、1980年には37度、1993年には56度となったんですが、これは2009年には98度までなって、今はもう100度近くになっているんじゃないかと言われていています。こういった点です、事故が起こって緊急の炉心冷却装置というのが働いた場合に、冷却水が注入されますと、この炉が崩れてですね、一気に放射性物質が外部に漏れるという危険性が高いというですね、そういった点で、この玄海原発へ大きな問題を抱えているということです。それと、玄海原発自体ももう40年以上経ってしまっていて、アメリカでも、原発は40年、ほかの国でも大体22年というのが原発の寿命です。そういった点では、いつ事故が起こってもおかしくないという原発です。

そういった点で、次に2点目は、福島原発事故以降、放射能汚染の深刻さが改めて認識され、安全神話に捉われることのない万全の対策が求められています。放射性物質の中でもヨウ素は体内に取り込まれると甲状腺に蓄積され、組織を破壊し、甲状腺がんを発症する。とりわけ成長期の子どもたちは被曝を受けやすいとされています。ヨウ素剤を備蓄し、即対応できるようにすべきでないかという点について伺います。

**○議長 横尾 武志君**

総務課長。

**○総務課長 小野 義之君**

要旨2でございますが、国が示している原子力災害対策指針では、30キロ圏内の緊急防護措置区域での安定ヨウ素剤の備蓄が推奨されております。福岡県内では、福岡市が50キロ圏内を対象に備蓄がされている状況でございます。本町では、玄海原発から90キロの位置にありますので、現時点では安定ヨウ素剤を備蓄することについては考えておりません。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

90キロということで、そういったふうな捉え方になるでしょうが、ただあの先ほど言ったように現実の問題として、芦屋町における原発事故で一番想定できるのは佐賀県の玄海原発です。

2012年の12月から「原発をなくそう！九州玄海訴訟『風船プロジェクト』実行委員会」というのがありまして、色とりどりの風船1,000個を原発付近から飛ばして、風がどちらの方向に原発の上空から向かっているのか調べました。2013年の10月27日まで4回行いました。第1回目は大分方面を通過して、四国を通過し、最終的には奈良県まで風船は確認されています。2回目は芦屋町から田川市の間を通り、瀬戸内海の本州側を通り、奈良県まで確認されています。問題は3回目で今年の7月28日午後2時38分に行われましたが、芦屋町の近いところでは中間の岩瀬で28日の午後5時に風船が発見されています。約2時間後にはもうこの芦屋町に到着しているということです。ほかにも直方市、小竹町、築上町、上毛町、みやこ町、豊前市など遠賀川沿いで12個の風船が発見されています。4回目は佐賀県からみやま市をとおり、阿蘇市に漂着しています。実験の結果は原発事故の爆発力が増せば増すほど、その時に放出される放射性微粒子の飛行軌跡は風船の飛行軌跡と似た振る舞いをするということ、風船の落下した地点には放射性微粒子が下りてくる可能性があるということです。

ですから、30キロメートルや50キロメートルで線を引くことは無意味なことであって、例えば福島県では50キロ圏外でも特定避難勧奨地点が設けられています。玄海原発で放射性物質が飛散する事態になれば、芦屋町には2時間後には放射性プルームが到着する、まあ風向きによってはいろいろありますが、ことになります。安定ヨウ素剤の備蓄は80キロ圏離れた青森市や滋賀県の近江八幡、また180キロ離れた長野県松本市、こういった自治体では安定ヨウ素剤を離れていても備蓄することを決めています。国自体もですね、50キロ離れたところには安定ヨウ素剤を備蓄すべきだというふうにしております。やっぱり、子どもたちを守るために、最悪の事態を想定して安定ヨウ素剤を備蓄すべきだと思いますが、その点どうお考えなのか、もう一度町長に伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

大変不勉強で申し訳ないのですが、安定ヨウ素剤というものはどういうものであるか、価格はどうかという認識がないわけでありまして、そして、国の指導がどうかであるかがですね、今いろいろな災害につきましてですね、想定外というのはもう死語になっておるわけで、最大の準備はしなくてはいけないということが今言われているわけでございます。じゃあ玄海原発、万が一のときにどうするのかというご質問だと思うわけでございますが、ちょっとはっきりその検討するだとかいうような答弁はちょっといたしかねますので、もう少し勉強させてください。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

こちら説明不足だったようですが、安定ヨウ素剤がなぜ必要かということになりますとですね、自然界ではヨウ素というのは元々放射性物質ではありませんので、人間の体にはやっぱり無条件に取り入れてしまいます。そのため、甲状腺に溜まって内部被爆を起こして、がんを発症するということになるそうです。専門家によりますと、放射性ヨウ素を取り入れる前から遅くとも24時間以内にこれを投与しますと、次に入ってきたヨウ素を受け入れませんので、事故直後の対応が非常に重要になってきますという事で、ヨウ素を受け入れるスポットがあるらしいんですけど、先に安定ヨウ素剤が入ってしまえば原発のヨウ素が満タンに入っているから、もう入りきらんというふうになっているらしいんですよ。だから、すぐに安定ヨウ素を取り入れれば、もう普通のヨウ素が下りて来ても、そのヨウ素がはじき返してしまうというそういった状況らしいです。特にこの問題については子供さんの問題なんですよ。子供が20年後に発がんするとかそういった問題がありますので、仮に自治体で備蓄するとしてもですね、若い子供の分とかそういったのでも結構ですし、安定ヨウ素自体も長期保存がききますし、金額的にもそう高いものではないというふうに聞いています。これはやっぱりここだけの問題じゃなくしてですね、そういった可能性があるんでね、先ほど町長も言ったように全てを想定してやるというふうになれば、当然、金額的にもそうでもないんであったら、すべきと思いますし、確かに福岡県は備蓄するとは思いますが、果たしてそういった状況になったときに、芦屋町がくれと言っても回ってくるかという問題もあるかと思しますので、ぜひこのこともですね、今後考えていただきたいと思えます。

それでは次にですね、土砂災害の問題について伺います。

広島北部の豪雨に伴う土砂災害を初めとして、全国で局地的な豪雨による災害が多発し、被災者が出ています。芦屋町においても同量の雨が降った場合、多くの地域が冠水し被害が発生することは洪水ハザードマップを見ても明らかです。そこで、町の防災対策の現況と今後の取り組みを伺います。時間がありませんので簡潔にお願いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

要旨3でございます。地域防災計画はですね、災害対策基本法第42条に基づいて、芦屋町にかかわる災害から住民の生命・身体・財産を保護し、災害による被害を軽減することを目的として、町や防災関係機関が行うべき災害予防対策、災害復旧対策を定めております。防災対策の現況ということでございます、小中学校のですね、校舎・体育館など公共施設につきましては耐震

性が確保されています。津波による人的被害を回避するための津波避難ビルの指定や巡回バスのバス停に海拔表示などを設置しております。防災備蓄倉庫に食糧や飲料水、毛布、資機材等を備蓄しております。消防団を強化するとともに、消防水利や装備の整備を行っております。遠賀川が氾濫した場合に想定される浸水状況図を作成し、町のホームページで公表しております。また、災害時には、避難情報や被害情報などの伝達・収集が重要になりますので、防災行政無線、また、緊急速報メールなどを整備しております。

今後の取り組みとしては、速やかな避難、中長期の避難生活へ対応する避難対策の強化や住民、自主防災組織、町職員等の防災対応能力の向上に努めてまいります。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

この問題については、午前中刀根議員がですね、質問されましたので、詳しくはしませんが、特に私は9月1日付の広報あしやにですね、土砂災害ハザードマップが折り込んでありました。やはりこの広島北部豪雨災害の後でから、本当にタイムリーに、関心が高い中に配付されたので、やっぱり住民の防災に対する関心も高まったんじゃないかなというふうに思っております。芦屋町では高い山もなく、37カ所が危険区域に指定されていますが、全国では約52万カ所ある土砂災害危険区域について32都道府県で基礎調査も完了しておらず、避難計画の策定なども遅れているのが実態だということで、早急に整備することが必要になっています。

国土交通省の防災の検討会は土砂災害の特長について、前兆傾向が不確実で危険が切迫していることを現地の状況から判断するのは難しい災害というように認めてしまっています。当然やはりそうだと思いますので、やはり自治体任せにすることなく、国の施策がちゃんとされることが必要です。しかし、やはり町は住民の命を優先してですね、今後も、情報の伝達とかそういったことも十分図り、自然災害を人災としないように、十分対処していただきたいと思います。

続きまして、4点目の国土交通省などの政府調査検討会は、26日、日本海で今後予想される大地震の規模や津波高に関する推計データを発表しました。芦屋町では2.9メートル、到達時間は17分となっていますが、今後の新たな防災対策はどうなるのかを伺います。

**○議長 横尾 武志君**

総務課長。

**○総務課長 小野 義之君**

要旨4点目でございます。平成22年10月に作成しました、津波ハザードマップでは、西山断層帯が大島沖まで延びているものと考え、地震の規模を示すモーメントマグニチュードは約7.

3を想定しております。芦屋港付近では、地震が発生してから19分頃に高さ約2ないし3メートルの津波が到達するものとしております。したがって今回の公表数値とさほど違ってはいないという状況でございます。今後の防災対策につきましては、避難訓練を実施し、津波が発生した場合は高台へ避難することや、速やかに避難を行うための住民の防災意識の向上などに努めてまいります。

本年度の取り組みでは、福岡県の支援による、地域津波避難計画策定事業を実施いたします。この計画では、津波浸水想定区域及び到達予想時間帯を踏まえ、避難場所や避難経路、危険箇所を示した地図を作成するとともに、津波避難時の情報伝達方法や避難方法、避難行動要支援者の支援方法などを地域住民が中心となって検討し、取りまとめるものでございます。

第1回目のワークショップを9月6日の土曜日に行っております。津波避難の学習会や白浜区内タウンウォッチングで危険箇所を把握いたしました。第2回目には、津波避難計画地図づくりを行います。第3回目では避難行動要支援者の支援方策の検討、第4回目では避難訓練を行いまして検証することとしております。一応県の支援という事で事業実施してまいります。自治会、区長会のところをお願いしたところ、白浜の住民の方でやっていただけるということで、一応芦屋町のモデルという形で、実施をするようにしております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

9月の6日の芦屋町津波避難計画設定にかかる第1回ワークショップはですね、私もちょっと参加させてもらいました。課長が言ったようにですね、今度の国土交通省の検討会の発表は芦屋町ではそれほど想定とかわらなかったということで、それはそれでいいんですが、ほかの自治体ではやっぱり相当違った部分もあったんですね、だいぶ右往左往している部分もあると思いますが、例えば、問題点としては、津波到達時刻を17分となっていました。隣町の岡垣町では津波の高さが4.1、到達時間が6分、芦屋町は2.9ということでしたが、そういった点では、岡垣の水準であれば今まで以上の対応が必要になってくると思います。ワークショップの中でも言われていたけど、数字自体はそれに安住するではないということだ、その可能性としてがあるなら、その可能性をやっぱり想定するべきではないかということだと思えます。確かに、芦屋町と岡垣町とでは、距離的に見れば波津漁港と芦屋漁港でも丘でも8キロ、その船なら10分前後で行きますし、その中でも、海底地形とか断層とかそういった関係でこれだけの差があるかと思えますが、岡垣町が4.1で芦屋町は2.9だからそれでいいんだ、芦屋町は2.9だというふうにはやっぱりならないと思うんですね。隣の町のそれだけ近い岡垣が4.1であれば、



芦屋町だって4. 1で来る可能性だってあるということを想定して、いろいろな計画を立てるべきだというふうに思います。やっぱりその想定外でしたということで地震が、津波が来たあとで言うよりも、想定外のことも想定していくという、それが必要だと。その水準で避難計画を制定するべきだと思いますが、そこら近所についてはどういったふうにお考えでしょうか

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

今回の避難計画というのは住民の方が話し合ってワークショップという形でつくっていくんですけども、もちろん町のほうも津波に対しての避難計画、これは、避難計画の見直しをしておりますし、災害いろいろ津波に限らず、洪水とか地震とかいろいろなケースが想定されますので、それぞれの避難計画という形で分かりやすいようにはつくっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

到達時間が、芦屋町の計算でも19分か。それから、岡垣町は6分となっている。この6分と17分がどれだけの差あるかというふうに思いますが、この時間ですとね、どのような避難方法やその高齢者の誘導、避難所を設定する。こういったことが考えられるならば、1時間、2時間あればいろいろなことが考えられますが、17分とか6分とかでどういったことができるのかなという思いますが、そこら近所にそのどうするのか、やはり私は日常的にどう対応するかということを常に考えていかないといけないんじゃないかというように思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

確かに津波が発生してくるとなりますと、短時間の中で避難をしていただかないといけないんですけども、先ほど申しましたように、津波の高さによるんですが、やっぱり津波というのは高台に逃げる、避難するという事が原則でしょうし、その中で、要支援者をどういった形でフォローしていくかという日常でのそういった、そういった方が地域におられるかという日ごろからのそういったことが一番重要になってくるだろうと思ってます。やはり地域で皆さんで、そういった方たちも含めて支えていただくという、地域づくりが今後重要な課題だと思っていますので、今回そういった要支援者の動向等計画の中には入ってまいりますので、その辺は住民の方たちと

一緒にですね、1回モデル的につくっていききたいなと思ってはいます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ワークショップの中でも言われていたけど、やっぱり釜石の奇跡に見られるように「想定にとられるな」「その状況下に最善を尽くせ」「率先避難者たれ」の避難3原則が住民の中に浸透するようにですね、行政としても尽力を尽くしていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

次に、9番、今井議員の一般質問を許します。

.....

○議長 横尾 武志君

9番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井でございます。一般質問の通告に従い一問一答形式において質問を行いたいと思います。

まず、1番目の件名としては「将来ビジョン」についてです。要旨1、この将来ビジョンの中で、いわゆる第二期のマニフェストとも書いてありますけれど。私も三つに分かれている資料を丹念に見ましたし、ホームページも見てみました。この内容で、私自身がわからなかったのもので、この質問をしたいと思います。

町民の人は、これを見て何を判断するのか、将来のビジョン、何が芦屋町のビジョンなのかというところが、どのように町が伝えようとしているかをまずお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

波多野町長の二期目の公約として取り組んで来ました内容について、達成率を公表するものです。25年度の推進結果といたしまして、具体的な40項目、55事業のうち、年度中に目標を達成した事業が27事業で、49.1%。一定の成果を出したのも、また推進中の事業が28事業で、50.9%であるということです。公表につきましては、簡潔にお知らせしたものであります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

じゃあ、ご質問いたしますけども、町の行政としては波多野町長のいわゆるマニフェスト、選挙に対する目標に対しての報告を町民にしたということによろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

端的に、直球で言えば、今井議員が今言われたようなことになろうかと思うわけではありますが、ご存知のようにマニフェストは公約であるわけです。このように、いろんな公約を出して当選させていただきました。しかし、その公約だけが一人で走るものではなく、やはりマスタープランの中に織り込む、そして、前期計画、後期計画というような形の中で織り込んでいくわけがございます。

それで、これは行政機関が行う政策の評価に関する法律というのがありまして、あまり長く言うとなんなんですが、「行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性または有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、みずから評価するとともに、適切に反映させなければならない。」とあり、みずから評価をなささいということで、マニフェストは多岐に渡っておりますので、各課に渡っております。それで、いわゆる実施状況はどうかという推進結果であります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今、町長のご答弁にありましたように、行政のいわゆる、あそこの表にある真ん中のマスタープランがどんなふうになったかというのは、町民に対して評価させる。これは、決まっていますよね。町長のマニフェストを評価して、町民に知らせるといった条文がどこかにあるんですか。お聞きします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

明文化されたものはございませんが、先ほど町長が申しましたように、町で施策を行った事業です。町で行った施策の事業に対しての結果、達成率、評価を町民のみなさんにお知らせしたも

のとなっています。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

明文化されておられませんと言っておりますけれど。ゆっくり言いますよ。あの表を見ると、左側は町長マニフェスト、真ん中は町のマスタープラン、マスタープランに対しての評価は、きちんと1年ごとに出ていますよね。大きく言うと、2年ごととか、3年ごとローリングする時に出ています。どこも、明文化されていない。そんな文書を公の費用を使って、町民に出して何を判断させようとしているのですかと、私は聞いている。もう一度、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

その何を評価という質問がよくわからないのですが。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

何を判断すればよろしいのですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

何を判断させるのかということですね。これは、報告という、今お話しておりますように、みずから評価して報告をしなければならないということであるわけでございます。何を判断かというのは、それぞれ多岐に渡っておりますので、その評価というのは、いわゆるまちまちであろうかと思えます。一番大きな、わかりやすく言えば、例えば中心市街地のスーパー誘致に反対運動が起きました。病院の建設の問題でもそうであります。やはり、それぞれによって、評価というのはまちまちであろうかと思うわけであります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

確かに評価は、まちまちだと思うんですね。そこを言っているのではなくて、この資料から我々は何を判断、町民ひとりとして何を判断すればいいのか。真ん中のマスタープランに対して

の評価ってのは、きちんと出して、国の法律でも決まっているし、わかりますよ。真ん中のマスタープランの左側は、町長のマニフェストですよ。ほとんどコピーですよ。マスタープランとね。何にも違いがないんですよ。そこで、何を町民は判断するんですか。マスタープランは、きちっとした国で定められた明文化されたものを評価すれば、それだけでいいんじゃないですか。何をそこで、いわゆる政治目標と行政目標というのを混同してつくっている資料なんですよ、これは。端的に言うと。

政治目標と行政目標を混同させて、そして、役場の一部門からそれを発行しているんです。私は、基本的にはそこは違うと思う。あくまでも波多野町長のマニフェストを出したいのであれば、波多野町長の後援会で自分の費用で出すべき。政治の目標としてこれをやったけどこうだった、と思うんですよ。ここは、もう一度よく行政の中で、ここの一つを考えてください。芦屋町の将来ビジョン、これは町長マニフェストですよ。将来ビジョンの評価というのは、マスタープランなんです。なんでマスタープランをないがしろにして、町長マニフェストを前に持って来て、それも行政でやるの。非常にこれは、微妙な問題ですけど、あえてきつく言います。

いいですか。公務員は、選挙活動してはいけないんですよ。選挙活動における一つの道具であるマニフェストについて、評価する必要性は全くないんですよ。時間内で、公金を使って、税金を使って。県の地方課にも聞いてみてください。やはり、そこはきちんと仕分けをして、町長マニフェストが悪いと言っているんじゃない。そこは、仕分けをしてやらないと、公金を使って、町長の選挙目標を評価して、インターネットにぼんとつけてる。我々にも配布される。これは、間違いだと私は思います。よく公務員の政治活動は禁止されていると言っていますが、これはあくまでも私的意見です。政治活動の一環だと思われても仕方がないんじゃないかと思うので、その辺は気をつけてやってください。

次にいきます。その成果というのは、20項目二重丸とか丸印で全部うまくいっているように書いてある。この成果の評価の仕方は、どういう基準でやっておられるのでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

企画政策課長。

**○企画政策課長 中西 新吾君**

評価につきましては、担当課の評価を基本とし行政内部で決定しています。また、この過程の中では、マニフェストに係る調査資料のほか、町の実施計画、予算のヒアリングなどにより判断をしております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

マスタープランは、PDCAというひとつの方式によって、目標管理ということでひとつの成果をして、その目標管理に到達した時に二重丸。ここまでの到達度が70%だったら丸。だめな場合、50%だったら、三角。30%にいくと、バツだとか、基準はいろんなところで違いますけども。PDCAをまわして、マニフェストはちょっと置いてまずいきましょう。

芦屋町のマスタープランの中でPDCAをまわしてきちんと評価できているものが一つでもあれば、具体例を言ってください。PDCAをまわしてですよ。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

具体例というのは、ちょっと想定していないんですが、今年度、26年度から目標管理制度というのを施行しております。これにつきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

行政評価として、成果指標等を持ちいて、有効性、効率性、必要性を評価します。これがいわゆる「チェック」という部分です。翌年度事業の改善内容と課題の整理、これが「アクション」ということになります。翌年度への指示、これが「プラン」になります。そして、事業の実行となります、これが「ドウ」ということになります。

26年度は変則運用ですが、27年度からは、7月から8月まで先行評価をします。10月で事中評価をします。3月に事後評価、これを受けて4月に業務事業の棚卸しを行っていく、これを年度ずっと通じて行っていくという内容になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうすると、私がここ5年、10年ずっと見ている、いわゆるマスタープランの評価は、PDCAをまわしていますっていう結果論でずっと来てますよね。今のご答弁だと、今度初めてPDCAをまわすの。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

マニフェストのところから整理をさせてもらいたいんですけど、町長が19年から1期目、23年2期目ということで、マニフェストを掲げられて選挙に当選されております。町としては、このマニフェストをどう取り扱うかということはきちんと整理をさせてもらっております。これ

は、町の計画として取り組む、取り込むという中で、マニフェスト自体のいろんな項目については、実施計画の中に計上して、それで各課、各所管の中で推進をいろんな意味で検討をしていこうというような形に、そういう整理の仕方をした中で、マニフェストは実施計画に計上したというようなことでございます。

ただ、今ご指摘にありましたマニフェストというようなことを表現しているのではないかということについては、実施計画の中で整理しているものとはちょっと趣旨が違うような気がしますので、再度よく吟味したいというふうに思っております。

それから、評価につきましては、これはみずから評価をしているわけでございます。数値目標を掲げた中で評価する場合もでございます。何でその数値に達しなかったのか、達したのか等々について、内部で十分に議論し、その方向性の中では実施計画に係る、これは企画が担当しておりますが、ヒアリングの中で、なんでか、どうしてか、進まなかった内容については、どういう原因でそうなったかの等々については、やりとりをしております。

また、いろんな町は付属機関を設けております。具体的には、行政改革推進委員会という中で、行政改革に関する実施計画項目、これは集中改革プランと申しておりますが、そこできちんと評価も意見もいただいた中で、今後のやり方を考えよう。それから、福祉分野では地域福祉計画、それから高齢者福祉計画、障害者福祉計画等々の策定の中で、こういう実施計画も含めて意見をお伺いしながら前に進めようこのような形で、いろんな審議会などの意見も含め、その上で自己評価を行っておるということでございますから、全く住民の意向を尊重していないということにはならない、このように考えている次第でございます。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

副町長のご回答に確認を私のほうでもう一度差し上げます。まず、マニフェストとマスタープランを混同しないように、最初に言いましたように政治目標と行政目標をきちんと分けて、それなりに表現をしていって、やっていただける。検討していただけるということで、この分については、了解いたしました。

次に、目標管理というと、なぜこれを言っているかと言いますと、数値目標、簡単に言いますね。例えば、芦屋町を1万5千人の町にします。来年も1万5千人という、数値目標をつくらなければいけないんですよ、目標管理をするときは。今のマスタープランを見ると、何とかをしますよって言葉だけなんです。先ほど出たように、地区担当の人たちをはりつけますよ。できたから二重丸。これ、目標管理じゃないですよ。1万5千人の町にしますよって言って、1万5千

人なったときに二重丸。そして、その中の施策は中にだーっと入っているんですよ。それが町長のマスタープランであろうが、何であろうが行政の施策がたくさん入るわけです。だけど、1万4千人になって落ちちゃった。その時は、三角になるのかバツになるのかその時の判断でいいんですけど。要は、違いができた時に何で違ったんですかというCでチェックをするんです。そして、ここにある行政目標であるとか、施策を変更していくんです。変更することをアクションというんです。これが、PDCAのまわし方。そして、芦屋町のマスタープラン、ずっと私見していますけども、目標値がないんです。ということは、目標管理できないんです。それを、インターネットで目標管理をしていますよ、PDCAまわしていますよと書いていたら笑われますよ。きちんとしましょうよ。

もう一度言いますよ。目標管理をやるってことで、まあ来年からです。今までもやるって言っていたんですけど、その辺は私もあんまりきつく、厳しくは言わなかった、直っていつているんだから、いいと。だけど、目標管理をやるようになったら、数値目標、これが計画、そしてその数値目標に対して、施策をやればドウの実行。チェックは、次の年にそのチェックして、数値目標に達しているか、達していないかで丸、二重丸がでるけども、要は達しない場合は施策が悪かったということで、施策を変更して1万5千人の数字にもっていくための施策を新しく追加する、これがマニフェストにもなるかもしれない。それが、最後のアクション。これをやらないと世の中で、国も指導していますけども、整合性が合わなくなりますので、ぜひ次のマスタープランをつくるときには、それをやる。施策をつくる时候にも、きちんとやっていただきたい。

丸とか二重丸とかバツとか三角とかは、これは町で判断していいんです。二重丸は、100%でも90%でも80%でも何でもいいんです。ただし、その数値が今回の資料もないですよ。何が二重丸で、何が丸なのか、ないでしょう。そこは、すべてのいろんな目標管理で、各部門、ここに前におられる皆さん方つくっておられるんですよ。数値目標じゃないの、この業務を廃止するって、廃止できたら二重丸とか。そうじゃないんですよ、廃止するための施策があって、廃止するための方法があって、それがきちんとできて廃止できたら何%ですよ。

ぜひ、その辺はマスタープランで非常に重要になってきます。もちろん、議会としてもこのマスタープランというものは議会にかかる、そして施策の変更、ローリングするときには議会の議決を必要とするというような検討もずっと議会改革の中でやっております。それくらい重要なところなので、あえてそういうふうにしちんとした評価の方法と方針をやっていけばいいんじゃないかと思しますので、その辺についてはぜひ、今後も再度、表題、内容を検討して、この問題について進めていっていただきたいと思います。よろしいですか。何かあれば。

それでは、2番目の項目ですけども、いわゆる産業の確立とか育成ということで、いろいろ前回も私提案したのもあるんですけど、現在の進捗状況と実際の効果があれば行政のほうからご報



告をお願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 松尾 徳昭君**

件名2、要旨1について、お答えいたします。

本定例会において、企業誘致条例の一部改正を行うようにしております。企業の進出及び定着を図るという形の中で、雇用の確保につながるものと考えています。そのため、事業所の新設・増設・移設の場合の投下固定資産総額や常時従業員数の緩和を行います。

固定資産税の課税免除期間を3年から5年に延長するという変更もしております。あと、商業区域の事業所の基準に小売業のほかに、飲食サービス業を追加し、投下固定資産総額や常時従業員数の緩和を行い、多くの事業者が進出しやすいようにしています。

6月議会の一般質問において、今井議員より提案のありました、新規事業者の起業についての創業補助金等の制度、空き店舗対策として、事業者への家賃補助制度、融資に対する利子補給制度については、現在、検討を行っております。内部調整を行い、早急に要綱等ができるよう努力していきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

ぜひ、この町が10年後、20年後、いわゆる雇用と産業の確立がなかったら衰退していくと思いますので、その辺はぜひ今さっきのPDCAじゃないですけど、目標値を持ってきちんとここまで持っていくんだよ、事業者数をこうするんだよ、雇用を増加させるためには、10人増加させるんだよ、そのためにこの方策するんだよということで進めていかないと今後はだめだと思うんですね。ですから、その辺はぜひよろしくをお願いいたします。

施策の内容については、いいんですけども、先ほど町長と川上議員の話をずっと聞いていて思ったんですけども、ここ私が議員になって12年もそうですけど、その前20年、30年前のことからずっと今、席で考えていたんですけども、芦屋町はボートに頼らないことをやろうとずっと歴代の町長、執行部されている。そして、自衛隊をもってきて、自衛隊で何とか米軍の後を処理して、雇用もそこで確保してやっておられる。けども、やはりそれでも大変だ。20年、30年経っても結局、新しい柱ができていないんですよ。

この原因は、先ほど町長と川上さんとの話を聞いていて、何かそこに違いがあるっていうんですか。話がかみ合っていないから、結果的には何もそこに確立された産業もない。「観光立国でい

くぞ。」っていうことも聞いたことがあります。10年くらい前から。何があるの今って。今回もゆるキャラつくって、こんなことやって、こんなことやって、もうすごい内容的に何も非を打つこともないし、文句も言うつもりもない、だけど結果として、何かを生ませる、そういう産業の育成だとか、雇用の確保をしていかなきゃいけないと思うんですよね。

それには、どうすればいいか。何か案があれば、考えがあればお聞かせください。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この質問は、前回もお答えしたと思うんですが、芦屋町、有効面積がない。他町に比べまして企業誘致するにしても土地がない。これは、もう明白であるわけで。では何か、歴代首長さんも誰もが考えることですよ。自主財源の確保、それから雇用。じゃあ何があるか。何があるかと言われて、じゃあこれですよという明確な答えが果たしてあるのかどうか。やはり、半世紀以上にわたって競艇事業に頼ってきた。これは今もしっかりやらなくてはいけない。やはり、先代方がいろいろな見守ってきた事業であります。この町のいろいろなインフラ整備とかいろいろな活性化策はそこから原資として出てきた。それとあわせて、今井議員のほうから6月議会からいろいろご提案ありました。それについて、条例化させていただいておる。12議会におきまして、いろいろ補助金制度、家賃補助制度等々をできること、しかし大きな期待というのは、果たしてそれでできるかどうか、なかなかないわけであります。もし、これだというようなものがあれば、ぜひご指南いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

確かに施策は、いろいろ私もこの間も提案いたしましたし、いろんな施策ができると思いますけど、やはり確立させるためには、私もずっといろいろ考えているんですけど、非常に町長言われるように難しい。きのうの朝のテレビ見られなかったんですけど、国のほうで言っている、いわゆるNHKでやってたやつをきのう夜中ずっと見ていて、聞いてたんですけど、この後の大型の投資に対する財源確保にも及ぶけども、いろいろ言ってますけども、要は国ももう補助金なくなるんだぞと、地方自分たちで何かしろよってことが、いろんな大臣さんたちずらっと並んでいる趣旨じゃないかと思ったんです。きれいなこと言ってますよ。地方には魅力があるだとか、こうだとか。いろんな引き出しがあるだとか言っていましたよ。結果的には地方は自分でやれよというのが、ありありと考えられるんですよ。

だから、ひとつあの中でも言ってた。組織を横断してやりたいって言ってましたよね。ぼくは、芦屋町も組織を横断して、何かの産業を確立させるための、いわゆるワーキンググループでもつくってやらない限り。具体的な例を言いますけど、ある業者さんから私相談を受けて、芦屋町でこういうことやりたいって、会社の社長さんで、雇用も十何人しているところですよ。先月、お話ししたんですけど、そうすると自分で今度この土地を借りてこんなことしたいよって言ったら、じゃあ地域づくり課へ行って相談してください。行きました。じゃあ、それは農地ですから農業委員会に行ってくださいと、たらいまわしにされた。今度、資金のことって言ったら、商工会に行ってください。商工会に行ったら、それ銀行ですよって。

どうもその辺の縮図にあるんじゃないか。やはり、組織で物事をやろうとすると自分の組織のいろんな弊害があるから、私のところはこうですよ。私のところがこうですよって。だから、これも町長が何かあればって言って、具体的に私、案はありませんけれど、短期間でいいんですけども、二、三人でいい。たくさんいると、結果的に話がなにもまとまらない。二、三人でいいから、夜空いている時間、1時間でも2時間でも勉強して、組織を横断してこの町に何ができるか考えてみようって、若いのも年寄りでも、誰でもいいですよ。議員でも。みんなに声かけて、そういうことやったらどうですかね。そうしないと、今のままだったら、ここ二、三十年何もできていないんですから、はっきり言って。何もできないと思う。今の組織だと。

きのうのNHKの中でも、どなたか大臣さんが言ってました。組織を横断させてやらないともうこの国は成り立ちませんよと言ってました。それをヒントにしたんじゃないかもしれませんが、私もいろいろ考えたけど、やはり、そこの組織、新しい組織をつくって、何も課をつくって何がっていうんじゃないくて。1回やらしてみても、二、三カ月で結論出して、その結論を見て、これならやろうって。むしろそれは、逆に私言いたいのは、町長しかできないと思うんですよ。ぜひ、その辺の検討をしてですね。雇用確保と産業育成について、町長がリーダーシップとったほうが、いくら私がここで議員として、大騒ぎしてもなかなかできないと思いますので、ぜひ短い期間でいいんですから、よろしくやりましょう。そうしないと、芦屋町の将来がないと私は思いますので。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

今井議員の言われることよく分かるわけで。それと、全く同じことをいま国がやろうとしている地方創生の。これは、省庁を横断的に、結局そういう本部を立ち上げるということで、地方を何とかしようと。新聞記事ずっと出てまして、やはり今井議員が言われたからではなく、やはり国のほうもそういうことでいろんな予算をつけてくるであろう。であるならば、やはり今のうちにこれは、国の機関であっても、町の機関であっても全く同じですよ。やってることはですね。

そういうような部門も必要ではないかと感じたところでもあります。まだ、実際今の体制でそれができるかどうかということは、わかりません。ぎりぎりの数でやっておりますので。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

今、ぎりぎりの数とか体制とか言われましたけど、まあそこを今さっきから言っているように、ぜひ環境だとか職場の域を超えて、アフターファイブでもいいですからやってみていただければ、何かが生まれると思うし、そういうアイデアをとってやってやる。それをやる時にですね、私個人的な意見、これこそ全く個人的な意見ですが、誰か——になる人が一人いなきやいけない。そのことに関して。そのことに対して、没頭してやる人が民間の人でもいいし、誰かがいないとなかなかこういうことはできないと、私も経験値の中からそう思います。だから、一人——をつくって、観光立国できれば観光でいいんです。そのかわり、観光に対する本当の——。あいつ何言ってるんだらうというようなところで、引っ張って行かないとできないんじゃないかというこれ、私的意見です。その辺も含めて、町長のほうにぜひこの町の将来、雇用確保と産業の育成については対応策をやっていただきたいと思います。

それでは、3番目にいまの雇用確保にも関連するんですけど、大型投資について、どのようになって、今大型投資と言われるのはいわゆる1億円以上の大きな、いわゆるハードの建物なんですけど、そういう物がいろいろ長寿命化計画で陸橋だとか、いろいろな計画はされてますけども、今後、先ほど言いましたように国からの補助金も少なくなるだろうし、今お金を借りれる過疎債もなくなってくる。そういう中で、やはり計画的にこの大型投資に対しては、行政として対応していかなきゃいけないと思うんですけど、その辺の計画については、どのように考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

企画政策課長。

**○企画政策課長 中西 新吾君**

現在、町営住宅、下水道、橋梁については、長寿命化計画を策定していますが、そのほかの公共施設ではございません。

本年度に入りまして、総務省から、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について、通知がっております。国では、「経済財政運営と改革の基本方針」や「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたことから、地方公共団体は国の動きと歩調をあわせ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、国では「公共施設等総合管理計画」ということで言われており

ますが、この策定に取り組まれるようお願いするものとなっています。

これを受けまして、町では26年度は現状の把握に取り組み、27年度で公共施設のマネジメント計画を策定する予定です。長期的視点に立った老朽化対策の推進、トータルコストの縮減・平準化を目標に、議員各位や住民の皆さんとの情報共有、行政サービス水準などの検討に、留意しながら進めていきたいと考えています。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

この大型投資については、3年くらい前から私同じこと言っているんですね。大変なことになるから、やりましょう、やりましょう。やっとならぬから出たんですね。それについて、歩調を合わせてやっていくということですから、相当なスピードでやっていかないと、芦屋町のいわゆる大型の設備っていうのはたくさんあります。特に、一番いま私心配しているのは、橋梁のやつを心配しているんです。昔、子どもの頃、今でいう自衛隊の入口くらいから西川のほうに川があったんですね。10年前から帰って来てずっと見るけど、川がないからもうなくなったんだろうと思ってたんですよ。あそこ川あるんですね。あの下に。あれも橋梁なんでしょう。どうなんですか。まず確認、橋梁ですか。

**○議長 横尾 武志君**

都市整備課長。

**○都市整備課長 大石 真司君**

表現的には、橋梁ではないです。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

表現は、急に聞いたんで、あれですけど、あれだって私、たまたまあそこの中を掃除しているところに出くわしたんですよ。中ですね。下に何か落ちたのか知らないですけど。ものすごいことになってますよね。これ、修理するのに大変な、今まで私町の計画見ているとあその計画はなかったから、私は川がないと思っていた。これ、大変な金額かかるな。それから、大型施設である下水道。下水道の管理をどのようにしていくかというのは、大きなお金が出ていくと思うんです。この辺は、ぜひきちんと反映させてやっていかないと大変なことになる。

あと一つの視点としては、それをやるには相当、取捨選択、設備の売却、統合をしなきゃいけないと思うんですけど、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

今後の課題ということでございますが、行政機能ということがやはり問題になろうかと思えます。特に公共施設、今インフラも含めた公共施設のあり方についてというのが課題になって来ると思えます。また、施設につきましてもフルセットで必要なのか、必要であればどの程度の規模が必要なのか。これは、先ほど述べました公共施設のマネジメント計画では老朽化や利用状況、人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理、更新等に係る中長期的な経費や充当可能な財源を見込み、施設全体の管理に関する基本的な方針を策定する予定でございます。この計画の中で、議論してまいりたいと考えております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そのマネジメント計画について、いつ頃。もう一度、先ほどちょっと言っておられたマネジメント計画は、非常に重要なことになってくるんですね。これはいつ頃、完成させる予定ですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

26年度で現況の把握、27年度で作成というふうに計画しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

大型投資の計画的な財源確保について、財政の面で具体的な数字だとか、今までの取り組み、今後の考え方、これを財政的な面でちょっとお話します。いま言われたように、町の計画的な財政運営の基本となります財政シミュレーションがありますが、総事業費1億円以上の事業を大型事業として位置づけています。財政シミュレーションへの計上につきましては、毎年ローリングで実施されてます、実施計画の中で事業の必要性、効果などが検討され、最終的には財源確保の目途がある程度たった時点で計画決定となり、その後具体的な年次計画のもとに予算計上という運びになります。一連の流れですが。

ここ五、六年の大型事業につきましては、例えば庁舎の改修事業、総事業費11億くらいあったんですが、これにつきましては防衛省の補助金、それから福岡県の産炭地関係の補助金、耐震

事業や石綿除去については交付税措置のある起債の借り入れなど、しっかりとした財源確保ができた中で実行したわけです。

中央公民館、町民会館の改修事業におきましても、国の補助金はもちろんですが、過疎債が借りれるということで、最終的な一般財源の負担は、理論上20%以下で施設整備ができたということでございます。さらに、各小中学校の耐震化事業におきましても国庫補助金それから国の補正予算債、これは国の補正に乗っかってやった部分が多いですので、それから過疎債など大変有利な財源措置の中で事業展開ができたということで、これ結果なんですけど、そういう趣旨でご理解してください。

これらの事業、昭和40年代、50年代にかけて整備した公共施設の老朽化ですね。ただ老朽化のみならず、現在の環境だとか災害対策だとか、そういうのに対応できない状況をクリアするためにも実施したわけなんですけど、これもすべて国の動向が時代背景としてこういうふうになってきました。国も進めるにあたっては、それだけの何らかの財源措置をするという中で、タイムリーにできたものというふうに認識しております。

今年度から実施しております給食センターの建てかえ事業、これについても過疎債により実施しているところでございます。このように大型事業につきましては、事業着手までには手順がありますし、特に財源の確保のめどがたたない限りは計画決定などはなされておられません。問題は、財源のめどの立て方になるわけです。通常どんな事業でもイニシャルコストをどうするかっていうことで、国県の補助金はないのか、交付税措置のある有利な起債はないのかということを基本的に検討するわけです。

いま議員さん言われたように、計画的な、または長期的な財源確保という考え方、これは要するに基金での対応が主になるかと考えております。25年度から競艇収益金を原資に、将来にわたる福祉教育分野の持続可能な町づくりの推進のために、芦屋町競艇収益まちづくり基金を創設しました。予定では、過疎の指定が32年度で終了しますので、この間毎年2億円、計16億円を福祉教育分野の持続可能な町づくりのために積み立てたいということで、ここでハード、ソフトをこの分野である程度クリアしたという考え方が1点です。それから、福祉教育分野以外につきましては、財政的には現在、財政調整基金、基本的には財源不足、収支不足なり何でも使えるお金です。これが現在20億を超えております。この中である程度の事業を展開できても、この中で財政運営をやりくりしたいと考えております。さらに、27年度末で退職手当債の一括繰り上げ償還、これを可能にするために現在、減債基金の積み立てを行っていますが、支払いが終わったその後においても、例えば、仮に起債の返済金によって財政運営に影響がでるようなことが絶対に起こらないというようなことは言い切れません。現在考えていますのは、一括繰り上げ償還が終わったあとも減債基金への積み立てについては、ある程度の額を今後確保したいというこ

とで考えております。

いずれにしても、原則論からいきますと大型事業による受益が世代間、要は次世代なり世代間であるとすれば、負担の平準化からもある程度の起債の借入れは必要かと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今言われること非常によく分かりました。ある程度起債をしながら、流していかなければいけない。だから、先ほどの財源確保だとか、産業の育成にもつながるんですけど、たまたまいまボートがいい循環になってきている。環境的には20億の財源もあるからそれを使いながらと言いますが、将来を見越す中では20年後、30年後に1万人くらいの町になってきたときに、それだけの大型施設がじゃあ必要なのか、いや1万人になると人は予測しているけど、うちは1万5千人になるんだよってという目標、このところが明確じゃないんですよ、いま。よそでこんなこと言っているよ、町でこんなこと言っているよ。だけど、じゃあこの町はこの人数でこの人口を維持するためにこれをする、ここがないから今の話が全部ちょっとかみ違ってくるんじゃないか。

今、財政課長が言われたことは、非常によくわかるんですよ。きちっと、計画的にやっていますよ。だけど、もう一つ進んで行くと本当に1万人になった時にこれだけの設備と施設が必要かっていうところもひとつ出てくる。あと一つは、ぼくは本当にいま30%くらいの自主財源ぐらいいかないのであれば、民間に全部委託してやろうという考えもある。統合、整理っていうのもあるでしょうけど。ある一部分の行政がやっているところは、委託できるものは初めから民間に委託しちゃえという考えもある。極端に言うと語弊があるかもしれないけども、例えば国民宿舎だとか芦屋の釜の里だとか歴史のとか、ぐるっと一帯ありますよね。全部よそに委託管理させちゃう。教育長に怒られそうですけど、いたらないこと言うと。これは、例です。芦屋町をいろんなところに区切ってみて、いまさっき午前中に出た体育館もそうです。体育館と病院があそこにあるなら、体育館と病院はひとつどこかにポーンとよそに委託する。そうすると税金が出ていかない。という考えもありますから、その辺も含めて27年度の中で、その時には我々の任期も終わっていますけど、ぜひ早く現状を把握していただいて、やっていただきたいんですけど、どうでしょう。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君



るお話いただいたわけですが、釜の里の民間委託、指定管理というのは、前々から出ておったわけですが、しかしですね、これはいろんな例を出して言われたんですが、流行語じゃないが「今なのか」と、これが今なのかということと言うと、人口予想が例えば1万人になったとしてもいま芦屋にある施設は、1万5千人弱の方がいま使われている。これが、1万人になってもそう大差ないと思いますね。やはり、小学校校区に老人憩の家がいるという住民の方の要求があります。学校の統廃合の話もいろいろ出てきております。いわゆる、例えばという形の中でマリンテラス、釜の里、資料館、果たしてこれがマッチするのかな。芦屋は、歴史と伝統という言葉の中で、マリンテラスと釜の里と一緒にしていいのかとかですね。運動施設と医療施設と一緒にしていいのかとか。いろんな構想はいくらでもいいと思うんですが、これは私の個人的な考えですが、たとえ芦屋が今から10年、15年、20年先くらいに1万人になったとしても、いまの芦屋にある施設というのは必要最小限の施設ではないかなと。

中央公民館にしても、町民会館にしても、建てかえ問題もあったけど、これは財源の問題もあったんですけど、いやいやこれはこれでいいという形の中で建てかえをしたわけでありまして。だから、今のままで住民サービスはいいのではないかなと思っております。しかし、今井議員言われたように今から先何が起きるかわかりません。頭の隅には、そういうような形の町づくりというのも入れておく必要はあるかなと、しかし、それを実際青写真として今描くのはどうかと、これはもう個人的な主観でございますので。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

すみません、私も例をあげるのがよくなかったかもしれません。今しようとかそういうんじゃないで、そういうくり方、ある程度のくり方の中で、行政が本当に必要なものと本当に必要でないものの取捨選択はすべき時期が、今回26年度でいわゆる大型施設全体の概要を見ますってということだったですよ。それを見てからの話なんで、だからちょっと私もきょう、変な例をあげちゃいけないかなと思いましたが、最後に言いますけど、これはあくまでもサーベイした後からの判断ですけども、取捨選択もまたは民間委託も検討に値することが出てくるんじゃないかという、私的意見だけでも、以上で私の一般質問を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

以上で今井議員の一般質問は終わりました。

.....

**○議長 横尾 武志君**

ここでしばらく休憩いたします。

再開は3時15分から行います。

午後3時03分休憩

午後3時17分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。今井議員。

○議員 9番 今井 利保君

先ほど一般質問の中で、一部不適切な発言がありましたので、議長のほうでこれを精査していただき、削除をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

はい。わかりました。

今井議員から発言取り消しの申し出がありましたので、後刻会議録を精査の上、これを取り消しの処置をとります。

それでは次に11番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

こんにちは。11番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。最後でございますので、お疲れとは思いますが、よろしく願いいたします。

始めに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについてをお尋ねいたします。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年（平成37年）に向け、国は地域包括ケアシステムの構築を求めています。このため、第6期介護保険事業計画期間である、平成27年度～29年度の3カ年で、具体的な取り組みに着手するよう自治体に示されているようですが、高齢者の方などが住みなれた地域で安心して暮らしていくことができる地域包括ケアシステムを構築するためには、環境の整備が必要であり、特に重要と思われるのは、在宅医療・介護連携の推進、また、これからますます増えることが予想される認知症の施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進が必要ではないかと思えます。そこで、現時点で国が求めている地域包括ケアシステムの構築に際し、明確に示されていない分野もあるかと思えますが、芦屋町の現状、課題、取り組みの方策等についてお尋ねをいたします。

1点目、地域包括ケアシステムにおいて、なぜ在宅医療と介護の連携が重要なのかをまずお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域包括ケアシステムは、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年までに高齢の方などが、自宅等で医療や介護、生活支援等必要なサービスが受けられ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができることを目指すものでございます。在宅等で暮らす高齢者には、医療ニーズと介護ニーズをあわせ持つ場合が多く、訪問診療や状態が悪化した場合の入院、みとりなど場面場面において医療の手当が必要としており、介護保険制度の枠内で完結しえないため、在宅医療と介護の提供が必要になります。特に、国が進める医療制度改革として、今後、急性期病院のベッド数を計画的に削減しながら、在宅復帰率を高めることを目指しています。平成37年には、高齢者の数に対して病院のベッド数が不足することも見込まれていますので、在宅での療養者がふえることから、その体制づくりのため、医療と介護が効率的・効果的に連携することが必要です。

幸い、遠賀中間地域の医療資源の現状は、ベッド数が不足しているという状況ではありません。しかし、後期高齢者の増加、医療制度改革もございますので、芦屋町に暮らす高齢者の方が、必要なサービスが受けられる地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅医療・介護連携への取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

この計画は2025年を見据えた介護保険事業計画の策定、第6期計画以後の計画は2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化していくものであります。そこで、在宅医療の調整先、在宅医療を進める主体、介護との連携はどこが担うのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは新しく位置づけられたものですが、在宅医療の調整先は、主に遠賀中間地域の医師会や歯科医師会、薬剤師会などです。それから、それらの機関との調整、介護事業者との連携も含め、新しく位置づけられて、市町村が担うということにされました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、2025年までの中長期的なサービス、給付・保険料を水準を推計して記載することとなっております。中長期的な視野に立った施策の展開を図る2015年に団塊世代が65歳に、2025年には団塊世代が75歳になるわけですが、推計で現在の数と2025年の人口においての何%が高齢化率になるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現在、26年4月1日現在では、人口が1万4,743人で、65歳以上の高齢者の方が4,003人、高齢化率が27.2%でございます。それから、75歳以上、後期高齢者の方なんですけども、2,001人、13.6%でございます。これがですね、2025年、平成37年までは、町のマスタープランでまだ推計しておりませんので、国立社会保障人口問題研究所、ここが推計している数なんですけど、芦屋町の人口は1万3,770人ですね。それから、高齢者の人口が65歳以上が4,130人、高齢化率が30%。それから、後期高齢の方が2,561人、それから、後期高齢化の率が18.6%というふうに推計がされております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

新たに地域支援事業に在宅医療、介護連携事業が位置づけられるようですが、芦屋における在宅医療・介護連携の現状と課題、今後の取り組み等についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

在宅医療に関しましては、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所が事務局となって、遠賀中間医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療及び介護事業者、中間市及び遠賀郡四町の行政などで組織する在宅医療推進協議会というものに24年度から参加して、在宅医療に関しての取り組みを進めることを検討しております。それからこれに付属した機関として、25年度からは多職種連携した会議、研修会などを行っているというのが、在宅医療に関する取り組み具合です。ただし、これらは今言いました、在宅医療の枠内ということなので、別に我々行政側のほうから遠賀中間医師会のほうに提案させていただきまして、地域包括ケアシステムを進めるための医療と介護の連携、こういったものを協議させていただきますということで、この協議も始まったばかりでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

医療介護との連携、それから地域包括ケアシステムの構築にあたりましては、芦屋町地域包括支援センターと中央病院との連携が必要になるかと思えます。中央病院の果たす役割は私は大きいものがあるし、私たち住民にとって町内にベッド数を持つ病院がある事の幸せを実感するときに必ず来ると私は信じております。この問題におきまして、中央病院との関係性はどのようになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋中央病院に関しましては、介護予防としまして、「いきいき筋力アップ教室」、それから「OB会」そういったことをご協力を頂いております。今後は、芦屋町における地域包括ケアシステムの構築ということにつきまして、現在院長にお願いをしております、快諾をいただいているというのが現状です。協議の具体的内容は今から調整してまいりますけども、今月から中央病院と地域包括支援センターですね、福祉課にごぞいます地域包括支援センターによる意見交換会を実施し、その後定期的な協議の場を設けていくというふうになっております。なお、地域包括ケアシステムには中央病院だけでは成り立ちませんので、町内の診療所等については、医師会等を通じて支援、連携を深めてまいるといような予定にしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

病院におきましては、現在訪問看護が実施されているわけですが、先日、医師会病院に私、行く機会がありましたので、行きましたら、そのいろいろなシステムが書いてあったんですが、地域医療連携室というのが病院の中に書いてありました。事務長にもお尋ねいたしますが、医療介護との連携について、病院側といたしましてはどのようにお考えを持ってあるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

先ほどから、地域包括ケアシステムの取り組みについて、福祉課長のほうから話がありましたが、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていくことができるよう、地域の包括的支援サービス提供体制の構築を目指すのが地域包括システムでございます。地域包括システムを構築するヨウ素の中で、町内で唯一の入院施設を有する芦屋中央病院ができる事は何かと考えますと、医療・介護・予防をケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援を一体的に提供することと認識しております。

具体的には、地域の診療所や大学病院等の機関病院との連携した医療サービス、往診、訪問看護や訪問リハビリ等、在宅ケアサービスの提供など、医療から在宅復帰、老健介護施設への入所支援等まで切れ目のないサービスの提供を行い、地域においてその中心的な役割を果たしていくことを目指しております。その連携の中で益田議員も申されました、地域医療連携室が主な役割を果たしているところでございますが、相談、入院に関する相談、または入院されている患者さんが在宅に復帰するまでの支援、そういったところを地域医療連携室で担っております。介護サービスにつきましては、病院内にあります在宅介護支援事業所におきまして、介護サービスに関する相談やケアプランの作成、介護サービスの連絡調整、介護認定の申請や更新認定の手続の代行など、介護を必要とされる方が適切にサービスを受けることができるよう支援してまいります。また、健康事業や生活機能の向上を目指す介護予防につきましては、これからも町と共同して推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

ただいま事務長が答弁なさいましたように、これからは病院の果たす役割というのは本当に大きなものがあるかと思っておりますので、連携をよろしく願いいたします。

それでは、今年度から地域包括ケアシステム構築を目指して、地域ケア会議を開催しているようではありますが、地域ケア会議を設置した理由、開催状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

高齢者が地域で安心した生活を送るためには、保健、医療、福祉等の関係機関が協力して適切な支援を行うこと、高齢者が地域で自立した生活を営むために必要な支援体制の検討や推進を目

的として、芦屋町地域ケア会議を5月から設置しております。

地域ケア会議は、2種類運営しております、一つは個別ケース会議です。これは支援が必要な方の関係者を招集しまして、個別に支援方策を検討しているものでございます。もうひとつは、介護サービス事業種別会議でございます。これは、町内の介護サービス事業者を集めまして、スーパーバイザーですね、助言者にも参加してもらって、困難事例等の検討を行うことで、介護サービス事業者のスキルアップにつなげてということで、5月からは、それぞれの会議を各2回、合計4回開催しています。

参考までに、本会議の補正予算を上げているのは、地域ケア会議のいわゆるファシリテーター要請とか、先ほど言いましたスーパーバイザーの委託料を計上しております、こういう予算を使って、国の予算なんですけども、国の予算を使って地域ケア会議を充実してまいろうと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

介護保険法の改正で、地域ケア会議の開催が27年度以降、市町村に義務づけられるわけでございます。今、開催している芦屋地域ケア会議との関係性はどうかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

国が示しております来年度から市町村に義務づける地域ケア会議というのは、今私どもがやっております地域ケア会議の同様の趣旨でございます。従いまして、私どものほうが1年先取りして取り組んでいるというふうに理解していただいてよろしいかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

先取りをして取り組んでおられるという事で、安心いたしております。ただ福祉の分野はこれによしというのではなく、際限のない広がりを持つものであります。大変でしょうが、この第6期介護保険事業計画の期間内で、しっかり基礎固めをしてほしいと思っております。

それでは要旨2に入ります。さきの議会では、芦屋町の認知症の現状に関する質問をいたしま

した。地域包括ケアシステムの構築においても、更なる認知症施策に取り組む必要があると思いますが、どのような取り組みが予定されているのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

国の介護保険事業にかかわる保険給付の、円滑な実施を確保するための基本的な指針という案が国から出されているんですけど、この中では「地域ごとに、認知症の状態に応じた適切なサービスの提供の流れ、いわゆる認知症ケアパスを確立し、どのように認知症の人を地域で支えていくかを地域住民に明示した上で、早期からの適切な診断や対応、認知症に対する正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築を進めること。」というふうに国の方針案では示されています。

そして、国が地域包括支援センターに求めているものは、27年度以降、一つは認知症初期集中支援チームを設け、複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うこと。もう一つは、29年度までに認知症地域支援推進員において、認知症の人ができるだけ住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整を行うことが国から求められています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

ただいま認知症初期集中支援チームということが設けると言われておりましたが、私も夫の母、それから私の母、また身近な人の初期症状を見てまいりました。1人は一週間行方不明、また言葉はどこまでが本当なのか、どこが違っているのかというのが全く初期症状のときはわかりません。そういった、その家族の心労というものは計り知れないものがあります。

また、ある家庭においては初期症状というのはやっぱり我が家にいたいということがありすから、施設に入るということは大変拒否されます。それで他県にいらっしゃる息子さんがですね、仕事を辞めて帰らなければならぬんじゃないかという現状も現実には起きてまいっております。

本当に初期症状の方は在宅で見るというのは大変なことだろうと思いますが、認知症対策として芦屋町はどのような取り組みを行っていく予定なのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。



**○福祉課長 吉永 博幸君**

これまでなんですけど、はいかいSOSネットワーク、前回の議開でもご質問いただいたんですけど、主に行方不明者が出た場合の対策、それから認知症の方の支援のためのサポーターの養成といったことが主体でございます。

今後ということなんですけど、ひとつはつきり進める方向にしているものは、認知症の発症や進行を抑制するため、介護予防事業に脳トレーニング組み入れていこうと。今は体だけなんですけれども、それに脳トレーニングを取り入れていこうということです。ちょっと手前味噌になるかもしれませんが、認知症サポーター養成講座については、おかげさまで現在も希望が多くございまして、先日は議員さんや職員を対象に講座を実施した結果、芦屋町には420人のサポーターがおられるということで、人口比率だけでいうと郡内では最もサポーターの方が多いのかなということにはなっています。

それと今後は、講座の開設ですね、どのような講座かというのは今具体的にお示すことはできませんけれども、それによって認知症の人への理解、支援が進むように取り組んでいきたいと考えています。ただ、今益田議員も言われました認知症初期集中支援チームというのは、これは多職種でございまして、保健師、看護師、作業療法士、社会福祉士、介護士とかあるんですけども、問題は医師というのがここに入ってきたくないというのが、国の中で示されておまして、これについては非常に各市町村とも、どうしようかというところで、30年度までにきちんとやらないといけないんですけども、初期集中支援チーム、それから認知症地域支援推進員制度ですね、これについては、今から十分に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

さきの議会の答弁で福岡県の防災メールまもるくんを利用した、広域型の徘徊高齢者の捜索に対する取り組みはどうなったのですか。お尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

さきの議会終わりました、早速取り組まさせていただきました。何をやるかということ、折尾警察署との調整ですね、これが一番大変だったんですけども、折尾警察署も快く引き受けていただきまして、9月1日から運用を開始しています。これによって、もし芦屋町で高齢者の方が徘徊とか行方不明になれば、福岡県内一斉に捜索情報が提供できるようになりました。

現在、どういうことをやっているかということなんですけども、区長さんとか、民生児童委員の方、それぞれの会議のほうに出向きまして、防災メールまもるくんの登録ですね、これをお願いして登録も実際多くしていただけるようになりました。広報にも登録のお願いということで、安心・安全につながっていくように、今、制度の周知、こういったものを力点において活動しております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

次に要旨3に入らせていただきます。国は、要支援者等軽度の高齢者について、日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められております。また、今後は多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要な単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯がふえていくことを踏まえ、高齢者等、地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実することを地域に求めています。また高齢者がその担い手となることで、高齢者自身の介護予防の効果も期待できるとしている。

また、国は介護の必要が低い要支援1、2の人ですね。その人に向けての訪問・通所介護を市町村事業に移すことになり、切り捨てではないかという声も上がっております。そのようなこの国の考えに対して芦屋町では、要支援者を含め軽度の高齢者に対して、どのような生活支援・介護予防サービスを行っていくのかお尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

まず、前提としてお話しをさせていただきたいのは、現時点においては具体的な取り組みというのは、確定しておりません。それはなぜかという、厚生労働省はこれの案みたいなのを先ほど言いました指針案ですね、7月28日に全国介護保険担当課長会議において、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)」というものと「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン(案)」ですね。これを示しているにとどまっております。個々具体的な対策は、これから保険者である福岡県介護保険広域連合との役割分担を決めて、このガイドライン等がしっかり正式になったときに、詳細を今後詰めていくことになることをご了承していただきたいというのが前提でございます。

国のガイドラインの案ですけども、今言われた生活支援の要支援の方に対する生活支援の分野では、これまで予防給付として要支援者に対して実施している生活介護支援、それから家事支援をはじめ、外出支援、配食、それから見守り等について。もう一つは介護予防の分野なんですけ

ども、健康づくり活動、地域活動、ボランティア活動については、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体で支えていくように要請されております。

そして、この取り組みを進めるため、国が示す案としては、一つ目は、地域支え合い推進員と言われる、生活支援コーディネーターを設置しなさいということです。それから設置して関係者のネットワークや既存の取り組みや組織を活用しながら、コーディネート業務を実施すること。というふうに国は示しています。

二つ目は、このコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体、先ほど言いました多様な主体ですね。こういった人が参画して、定期的な情報共有及び連携強化の場となる協議体を設置しなさいと。これら支援体制は、これらもそうなんですけど、遅くとも平成30年までに実施するように国のほうでは示している。案ですけど、示している。

現在、保険者である福岡県介護保険広域連合で、構成市町村との役割分などが検討されております。実際もう向こうで介護保険の事業計画をつくっておりますので、実際検討しています。さらに、広域連合との協議結果により具体的に今後は進めていくことになるというのが今の現状でございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

大変なお仕事だろうと思います。もう本当に勉強していたら何がどうなっているのかわからなく、錯覚に陥るようなことでございますが支援の必要な高齢者は多様な主体で支えていくとされておりますが、今後の介護の推進にはボランティアが欠かせないと考えております。芦屋町ではボランティアの確保、育成はどのように進めていかれる予定なのかお尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

先ほど言いました、国が示しておりますガイドラインの案では、住民主体の支援活動を推進するためには、その案の中では先進自治体でのボランティア育成のカリキュラムそういったものを国が例示しております。結局のところ市町村が、地域の実情に応じて主体的に進めなさいということで、国はもう例示をしているだけというような状況でございます。今の現状ではですね。

それから、では、芦屋町ではどうやっていくかということですが、芦屋町では、福祉ボランティア団体のネットワーク組織でございます「芦屋町手をつなぐリボンの会」というものがございます。意見交換させていただく中では、後継者がなかなかいないんですとか、次期リーダーにな

られる方が見つからないんですという課題というのが出されておりました。

そこで今年度なんですけども、緊急雇用創出事業をというものを利用して、地域福祉人材の発掘、育成ということで事業を今、本当、事業者と契約をしたばかりなんですけども、来年3月に向けてボランティアの発掘をやっけいこうと取り組みを着手しました。具体的には、新しくボランティアとなる方の、福祉ボランティアなんですけども、人材の確保、ボランティアのリーダー、活動の中核を担うコア人材というか、中心になるコア人材の育成を図ることを主な目的としています。

地域福祉人材の確保・育成に関しては、この取り組みを27年度にもつなげていくことを考えております。今現在、事業の委託先と調整を行っている段階でございますけども、ボランティアに関しましては、社会福祉協議会、ここが核になると思います。協力いただいて、地域で支え合いができる体制づくり、こういったものを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

今、課長が述べられましたように、私もこの「芦屋町手をつなぐりボンの会」に「あしの会」が10名ですけれども、少人数で参加をしているわけですが、なんせやっぱり高齢になりました。次の加入を勧めるんですが、なかなか加入していただけない、純然たるボランティアでございますので、本当にあの人材の発掘、それから横に広げていかないと、とても維持できないんじゃないかという問題を、私自身も抱えているわけでございます。

以前も質問いたしました、介護支援ボランティアポイント制度の活用はどのようになさるおつもりか。個人が介護施設等でボランティアを実施した場合、ポイントが付与され現金等に換金できるものであります。高齢者ボランティアの活動自体が介護予防になる、またはボランティアを担う動機づけ、広がり期待できると考えるからであります。これはやはり外に出ただいて、ボランティアに参加することにおいて、予防もつなげていくという一つの狙いがあるわけですね。そうすることによって医療費の抑制にもつなげていくという。ただポイントだけを換金できる、そのポイント制だけを導入するというわけではないわけでございますので、この件についてはいかがお考えでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

今、益田議員がおっしゃられたように、このボランティア制度というのは介護保険事業の中に

においては地域支援事業と位置づけられて、ボランティアに対するお金を支払うというものに着目しているわけではなくて、いわゆるボランティアをやって介護予防になる。そこに着目して地域支援事業というふうに、確かに位置づけられております。

それで、この介護ボランティアのポイント制度の創設に関しましては、実は24年の第3回定例会でご質問をいただいております。当時の答弁としましては、今言いましたように、有償ボランティアというか、介護ボランティア制度が有償ボランティアであることから、他のボランティアの方と整合性、均衡上課題があるとの内容で検討事項というふうにさせていただいていました。その後、いろいろ私どもも調べまして、県内で実施している自治体の例を参考に勉強させていただき、課題の整理や制度設計等事務的な検討は終えております。

今後は、ボランティアの方が活動する施設側のニーズ調査ですね。また、先ほど申しましたとおり、介護保険法の改正を踏まえ、新たなボランティア人材の確保という課題も生じてまいりましたので、事業の整理、ボランティアの整合性を図るため、もうしばらく猶予をいただきたいというのが率直の気持ちでございます。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

多様な主体で支える介護予防事業についてお尋ねいたします。介護予防事業が自治区公民館で取り組まれているところもあります。これらについて自主的な運営がなされないと広がりも期待できないわけではありますが、そこでボランティアによる運営も検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

益田議員がおっしゃられるとおりでございます。そういったことを検討してまいりたいということで、どういうことをやっているかということで、ご説明をさせていただきたいと思います。

老人クラブ連合会、それから区長会の協力のもと、24年度から毎年2自治区ごとですね、介護予防の体操教室の開催に取り組んできています。現在は6自治区で実施されています。将来は、全ての自治区で体操教室をやりたいというのが私たちの目標です。

そこで、今年度からなんですけども、この10月からなんですけども、今まで実施してきました6自治区に呼びかけ、体操教室の運営、それからリーダーの育成のための講座を実施することにしております。

今後は、新たな自治区での体操教室の実施、同時にボランティア講座の実施、この二つをセットにして、町全域に住民の皆さん自身で開催する介護予防事業を普及させていきたいというふうに考えております。

あわせて、介護予防事業は自分自身のこと、以前内海議員からもご質問いただいていたんですけども、介護予防事業は自分自身のことですね。自分の健康は自分で守っていくという基本の考えについて、もう一度住民の皆さんにご理解いただくよう、普及・啓発に力をいれて介護予防事業をしっかりやっていきというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

医療・介護総合確保推進法の成立により、今後の福祉はお互いが支えあう共助を中心としております。そのためには、多様な主体の育成支援を図る必要があるでしょう。ボランティア団体、ボランティアを行う個人が安定的に芦屋町の福祉を支えられるよう、これからも一層取り組んでいただきたいと思っております。

最後に町長にお尋ねいたします。今般の制度改正の中に地域包括支援センターの機能強化をあげられております。その中に適切な人員体制の確保とあります。理由として「行政機能の一部として活動している地域包括支援センターの運営にあたっては、高齢化の進行、要介護・要支援者の増加、それに伴う相談件数の増加や困難事例への対応状況及び休日・夜間の対応状況等を勘案し、センターの専門職が地域への訪問や実態把握等の活動を十分に行われるよう適切な人員体制を確保することが重要である。」と書かれております。また、市町村においては「センターの業務量と役割に応じた適切な人員体制が確保できるようお願いしたい。」とありました。この点について町長はどのようにお考えでしょうか。最後にお尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

いろいろな形の中でご質問いただいたわけでございます。今もそうなんです、ピークとなります、まあ私もそうなんです、団塊の世代、10年後ですよ。37年までにどうするかという事で、当然、結局だんだんだんだん後期高齢者の方が減ることはない。ずっと増えていくわけです。それに伴いまして、やはり人員というものも必要になってくるわけでありまして。そういうことも含めまして、やはり、今から福祉で何をしなくちゃいけないかということはこのことだと思っておりますので、そういう面でも、いわゆる競艇の事業からのいわゆる教育と福祉に充てる

と。1億ずつ充てるといふのはそういう意味も含めておりますので、これはやはり10年後を目指してですね、少しずつ人の教育も必要だし、人員の確保も必要であるかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

はい、これで一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

あすも一般質問を行いますので、よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

午後3時58分散会

---